

令和 7 年

国見町議会会議録

第 4 回 定例会
(12 月 会 議)

令和 7 年 12 月 2 日再開
令和 7 年 12 月 5 日散会

国 見 町 議 会

令和7年第4回国見町議会定例会12月会議会議録目次

第1号(12月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
遅参及び早退議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会議期間の決定	3
諸般の報告	3
公立藤田病院組合議会(松浦常雄君)	4
伊達地方消防組合議会(小林聖治君)	5
伊達地方衛生処理組合議会(渡辺勝弘君)	6
陳情の付託	7
議案の上程(議案第63号～議案第75号)	7
町長提案理由の説明	8
散会の宣告	15

第2号(12月3日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19
13番 松浦常雄君	19
①熊による被害と対策について	

②熊以外の野生有害鳥獣の被害状況と対策について	
8番 穴戸武志君	28
①当町の農業用水路と溜池の維持管理について	
②当町の雪対策について	
6番 蒲倉 孝君	34
①認定こども園の進捗状況	
②義務教育学校の進捗状況について	
③企業誘致の進捗状況	
12番 渡辺勝弘君	42
①当町のホームページの活用方法について	
②町税収入の現状と安定的な確保策について	
7番 八巻喜治郎君	54
①未来につながるまちづくりについて	
②町の基幹産業である農業に対する取り組みについて	
11番 佐藤定男君	59
①村上町政の1年を振り返って	
10番 小林聖治君	63
①町の保育所給食業務委託について	
散会の宣告	68

第3号（12月5日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
議案第63号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第64号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第65号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	72
議案第66号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	72
議案第67号 国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例	73

議案第68号	工事請負契約の締結について	74
議案第69号	令和7年度国見町一般会計補正予算(第4号)	77
議案第70号	令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算(第1号)	88
議案第71号	令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	89
議案第72号	令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	89
議案第73号	令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)	90
議案第74号	令和7年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)	90
議案第75号	令和7年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)	92
常任委員長報告(陳情第8号)		93
陳情第8号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書	93
追加日程の議決		94
発議第12号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書	94
議員の派遣について		95
町長挨拶		95
閉議及び散会の宣告		95

第 1 目

令和7年第4回国見町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間決定（4日間）
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 議案第63号 国見町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第64号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第65号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第66号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第67号 国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第69号 令和7年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第70号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第71号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第72号 令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第73号 令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第74号 令和7年度土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第75号 令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 （欠番）
4番 （欠番）	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宍戸武志君	9番 （欠番）
10番 小林聖治君	11番 佐藤定男君	12番 渡辺勝弘君
13番 松浦常雄君	14番 山崎健吉君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	村上利通君	副 町 長	鈴木伴承君
教 育 長	石幡良子君	総 務 課 長	村上幸平君
企画調整課長	佐藤智昭君	税 務 課 長	安藤充輝君
住民防災課長	榊 英則君	ほけん課長	大勝晴美君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大勝宏二君
建 設 課 長	中條伸喜君	上下水道課長	佐藤温史君
会計管理者兼 会計課長	渡邊和巳君	教育次長兼 教育総務課長	宍戸浩寿君
教育施設課長	佐藤智宏君	生涯学習課長	小野笑子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	実沢隆之君	書 記	豊野好洋君
書 記	野村康宏君	書 記	村上正幸君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（山崎健吉君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回国見町議会定例会12月会議を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（山崎健吉君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（山崎健吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番小林聖治君、11番佐藤定男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会議期間の決定

議長（山崎健吉君） 日程第2、会議期間決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会議の会議期間は、本日から12月5日までの4日間といたしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月5日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、関係職員に対して、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（山崎健吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係について報告いたします。

令和7年第3回議会臨時会11月会議以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案13件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件です。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配

付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（山崎健吉君） 次に、一部事務組合について行います。

最初に、公立藤田病院組合議会について、13番松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 令和7年第2回公立藤田病院組合議会定例会は、去る10月27日午後3時から病院本館2階大会議室で開催されました。

国見町議会からは、八巻喜治郎議員は都合により欠席、山崎健吉議長、蒲倉孝議員と私の3人が出席しましたので、私から報告いたします。

本会議に先立ち、午後2時から病院組合議会全員協議会が開催されました。

協議に先立ち、管理者の挨拶に続いて、近藤病院長から挨拶がありました。

初めに、7月の参議院議員選挙に関して、病院の職員が公職選挙法で書類送検され、罰金の略式命令を受けたことについて、おわびと病院内の処分が報告されました。

次に、藤田病院の医療体制について説明がありました。

1つは、来年度の初期研修医として定員のとおり7名が決定しました。

2つ目は、来年4月から獨協医科大学から泌尿器科専門研修医が1名赴任すること。これは、整形外科のほかに泌尿器科にロボット手術を導入した効果の表れと考えられるとのこと。

3つには、昨年12月に新型CTを導入して、検査件数が10%以上増加しているとのこと。

次に、全国の医療機関の経営状況について説明がありました。

全国の自治体病院の90%が赤字経営であり、藤田病院もその例外ではなく、令和5年度、令和6年度と2年連続の赤字となっているが、昨年の11月以降は入院患者が増加しており、今年度の収益は9月の時点で昨年と比較し約1.9億円の増収となっているとのこと。しかし、物価や給与等の増加が大きく、厳しい経営状態が続いているとのこと。

蒲倉議員から病院長に質問がありました。

国見町の町民なのに藤田病院で受診できなかったとか、紹介状を持っていないから診てもらえなかったとかの苦情があるが、このような苦情に対してどのような対応を考えているのかという質問です。

病院長の答弁は、時間外の診療は、当直の医師の専門外の患者については診療はできない。例えば、外科の医師が当直の場合、内科の患者の診療、診察は専門外であり難しい。時間内であれば、紹介状がないから診察しないということはできるだけしないように医師にも話しており、徹底したいとのことでした。

なお、初診料については、1年以内にどこかの科で受診していれば取らないとのこと。

午後3時から本会議が開催されました。

会議録署名議員の指名、議席の指定、会期の決定の後、議長の選挙が行われ、副議長指名で山崎健吉議員が議長に当選し、就任しました。

次に、認定第1号、令和6年度公立藤田病院組合病院事業会計決算認定を議題とし、事務局説明の後、監査委員の報告がありました。

決算の内容は、令和6年度は、収益的収支は、総収益が64億9595万9000円で、総費用が73億4415万6000円で、8億4819万7000円が純損失となりました。

次に、資本的収支は、収入が1億4830万円、支出が7億5109万1000円で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億279万1000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したということです。

質疑、討論の後、採決が行われ、全会一致で原案のとおり認定されました。

なお、詳細については、お手許に配付してあります資料をご覧くださいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（山崎健吉君） 次に、伊達地方消防組合議会について、10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） それでは、伊達地方消防組合議会について私から報告いたします。

去る10月28日、佐藤 孝議員と共に令和7年第4回伊達地方消防組合議会定例会に出席してまいりました。

午前9時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時より令和7年第4回伊達地方消防組合議会定例会が開かれ、まず管理者から消防組合における諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。

では、提出議案の概要についてご説明いたします。

初めに、報告第2号の専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合の規約の一部変更について、令和7年7月28日に専決処分をしたことの議会への報告でありました。

次に、報告第3号の令和6年度伊達地方消防組合一般会計継続費精算報告書については、中央消防署西分署の改築事業が令和6年度に終了したことに伴い、継続費精算報告書を調製したことの議会への報告でありました。

次に、報告第4号の令和6年度伊達地方消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、災害対応特殊消防ポンプ車購入及び中央消防署南分署移転新築事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したことの議会への報告でありました。

次に、議案第6号の令和6年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は24億2801万5219円であり、歳出総額は23億1584万5731円で、差引き額は1億1216万9488円でありました。

主な事業としては、中央消防署西分署改築事業による庁舎の完成及び消防本部・中央消防署洪水浸水対策として防水壁、止水板設置等の工事や、南分署移転新築事業として地質調査や基本設計業務委託、12誘導心電図伝送装置3台購入などとなります。

また、職員の資質向上と業務に必要な教育研修や資格取得のため、消防大学校での

初任教育、自治研修センターでの公務員基礎力アップ研修等に派遣するほか、救急救命士の国家資格取得のための養成研修などに派遣し、専門的な知識、技術の習得にも努めました。

これら決算の審査につきましては、去る8月27日に実施いたしました。

次に、議案第7号は、令和7年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第1号）についてですが、事業の確定及び前年度繰越額の確定により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3283万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5293万円とするものであります。

以上、審議された議案はいずれも、採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、お手許のタブレットPCに議案書の写しを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で令和7年第4回伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（山崎健吉君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、12番渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告を私から報告させていただきます。

令和7年10月28日火曜日、令和7年第5回伊達地方衛生処理組合議会に宍戸議員と共に出席いたしました。

午後1時30分より伊達地方衛生処理組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議した後、午後3時より定例会が開かれました。

まず、福島市議会において議会構成が変更になり、七島奈緒議員、鈴木正実議員が選出されました。

管理者から提案理由の説明があった後、議案審議に入りました。

提出された案件は、条例制定1件、条例の一部改正が3件、令和6年度各会計決算認定3件、令和7年度各会計補正予算3件の10件であります。

議案第13号、職員の育児休業等に関する条例の制定については、育児休業を取得しやすい環境を整えるため、現行の条例の全部を改正するものです。

議案第14号、伊達地方衛生処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、柔軟な働き方を実現するため、条例の一部を改正するものです。

議案第15号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、育児短時間勤務職員に係る給与、賞与の支給に準ずる規定の条例の一部を改正するものです。

議案第16号、伊達地方衛生処理組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例については、現在、一般廃棄物処理施設の設置や変更に際し、生活環境影響調査に係る告示、縦覧を福島県環境影響評価条例同様にするため、条例の一部を改正するものです。

議案第17号から議案第19号まで、令和6年度各会計歳入歳出決算認定です。

一般会計は、歳入総額 5 7 9 9 万 6 4 3 7 円、歳出総額 5 7 7 8 万 4 8 0 4 円、差引き 2 1 万 1 6 3 3 円となりました。

し尿処理事業特別会計については、歳入総額 2 億 1 6 6 8 万 6 0 7 9 円、歳出総額 2 億 1 4 8 5 万 9 1 1 0 円、差引き額 1 8 2 万 6 9 6 9 円となりました。

ごみ処理事業特別会計は、歳入総額 6 億 9 4 1 2 万 9 8 7 2 円、歳出総額 6 億 8 9 0 3 万 9 2 0 4 円、差引き額 5 0 9 万 6 6 8 円となりました。

議案第 2 0 号、令和 7 年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算については、それぞれ 1 0 万 3 0 0 0 円を追加して、予算総額を 5 8 7 8 万円とするものです。

ごみ焼却施設の建設基本計画の検討委員会に係る増額であります。

議案第 2 1 号、令和 7 年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算については、1 3 2 万 6 0 0 0 円増の 2 億 4 1 6 2 万 6 0 0 0 円となりました。

施設整備基金の積立金の増額であります。

議案第 2 2 号、令和 7 年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算は、4 6 万円を減額し、7 億 5 3 1 4 万 7 0 0 0 円となりました。

次に、令和 7 年 1 1 月 1 0 日、令和 7 年第 6 回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が開かれましたので、それも報告させていただきます。

議案第 2 3 号、工事請負契約の締結については、ごみ処理施設修復工事を行ったところ、一部において大規模な腐食劣化が確認され、設備の維持保全を図るものであります。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、タブレットに議案書の写しを添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和 7 年伊達地方衛生処理組合議会定例会、臨時会の報告を終わります。
議長（山崎健吉君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（山崎健吉君） 日程第 4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情 2 件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおりであります。

陳情第 7 号は資料配付とし、陳情第 8 号は総務文教常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第 6 3 号～議案第 7 5 号）

議長（山崎健吉君） この際、日程第 5、議案第 6 3 号から日程第 1 7、議案第 7 5 号までの議案 1 3 件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（山崎健吉君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（村上利通君） 令和7年第4回国見町議会定例会12月会議を開催したところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

本定例会には、条例改正などの一般議案6件、一般会計と各特別会計の補正予算の議案7件の計13件の当面する緊急で重要な案件を提案いたしました。

次に、令和7年第2回国見町議会定例会9月会議以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、インフルエンザ予防対策についてです。

今年は、例年より早い時期からインフルエンザが流行しており、町内でも感染者の増加が見られます。町では、感染拡大を防ぐため、ホームページやSNSを通じてワクチン接種の呼びかけや基本的な感染対策の周知を行っています。

次に、健康づくりの推進についてです。

町民が健康づくりに取り組むきっかけづくりのイベントとして、10月13日にみ健康フェスタ2025を開催し、医療、食、運動の3要素からアプローチした体験や講演会を行い、多くの皆様にご来場いただきました。

また、40歳以上の方を対象とし、運動習慣を身につけていただくことを目的としたシェイプアップ教室後期コースには17人が参加し、ウォーキングを中心とした有酸素運動や筋力トレーニングに取り組んでおります。

10月26日、観月台文化センターで秋の総合健診を行い、134人の受診がありました。

次に、敬老会についてです。

9月13日、町内3会場で開催し、総理大臣表彰や記念品の贈呈、歌謡ショー等が行われました。来年度以降の敬老会の開催については、現在65歳以上の方にアンケート調査を実施しており、結果を受け検討します。

次に、百歳県知事賀寿と敬老祝金の贈呈についてです。

100歳を迎えた羽根きいさんに県知事賀寿と町の敬老祝金を贈り、家族と共に長寿をお祝いしました。

次に、認知症カフェについてです。

10月8日に、高齢者の居場所づくりの一環として、コープふくしま国見店で、買物に来られた方に、社会福祉士が認知症についてお茶を飲みながら座談会を行いました。

11月20日に、中学2年生対象に、認知症の講話とグループワーク、高齢者疑似体験を行い、高齢者への理解と高齢者福祉の一端を学びました。

次に、国見町デイサービスセンターについてです。

国見町デイサービスセンターは、平成17年に国見町社会福祉協議会を指定管理者として開設してから20年が経過しました。

新型コロナウイルス流行以降、厳しい運営状況が続いていることから、令和7年5月に国見町社会福祉協議会よりデイサービスセンターの運営に係る要望書が提出されたため、町は、有識者を構成員とした国見町デイサービスセンター検討委員会を設置し、今後の在り方を協議してきました。

10月には、国見町社会福祉協議会から、今年度末をもってデイサービスセンターの事業を終了したい旨の申出がありました。11月には、協議を進めてきた国見町デイサービスセンター検討委員会から、町内に民間のデイサービス事業所がある現状において、行政が継続する必要性はなく、国見町デイサービスセンターを閉所することが望ましいとの報告を受けました。

このため、町は、今年度末をもって国見町デイサービスセンターを閉所することといたします。今後は、デイサービス利用者へ最大限配慮するとともに、町民の皆様へ丁寧に周知、説明を行ってまいります。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、防災訓練についてです。

9月7日に防災訓練を町内7か所で実施しました。第1部として、自主防災会を中心に、避難誘導、一時避難場所への避難、安否確認の訓練を行うほか、各指定避難所では、避難所開設訓練、防災倉庫確認、関係機関協力の下、各種訓練を行い、防災力の向上に努めました。

また、11月15日には、観月台文化センターで、内閣官房、消防庁、福島県、国見町が主催で、各自主防災会役員参加の下、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施しました。

次に、交通安全と防犯事業についてです。

9月30日に国道4号線国見チェーン脱着所で宮城県白石市と共にふくしま・みやぎ県境キャンペーンを行い、交通安全を呼びかけました。

10月25日には、鹿島神社祭礼に合わせ、暴力団排除のパレードを藤田商店街で実施しました。

さらに、11月28日に観月台文化センターで桑折町と共催の交通安全町民大会を開催し、交通安全の取組に功績のある団体と個人を表彰しました。

次に、要望活動についてです。

10月31日、県北建設事務所長に県管理施設である牛沢川の適正な維持管理、県道五十沢国見線の歩道設置などを要望しました。

また、福島都市圏伊達地域道路整備促進協議会として、11月17日に福島河川国道事務所長、11月19日には財務省、国土交通省道路局長に対し、道路関係予算の確保や伊達橋、伊達崎橋の早期復旧、さらに福島北道路の早期事業化を要望しました。

次に、立地適正化計画についてです。

計画素案に関するパブリックコメントを10月27日から11月26日まで実施しました。今後は、これらの意見も踏まえた上で計画案を作成し、12月15日に開催予定の第3回都市計画審議会で審議し、策定を目指します。

次に、空き家等対策についてです。

11月12日に第2回空家等対策協議会を開催し、南相馬市の取組について講演を聞くとともに、計画内容や取組方針について審議し、計画素案のパブリックコメントを11月28日から年明け1月27日まで実施しています。今後は、12月12日、13日に説明会を開催し、それらの意見も踏まえ、令和8年3月の策定を目指します。

次に、県北浄化センターについてです。

11月14日に県北浄化センター環境保全協議会が開催され、地元の代表、施設を管理する県、関連市町により、浄化センター周辺環境の保全を第一に処理場の安定稼働を進めていくことを確認しました。

次に、福島県不動産鑑定士協会との不動産無料相談会についてです。

昨年11月に包括連携協定を締結した公益社団法人福島県不動産鑑定士協会の協力を得て、町と協会が共同で開催し、相談希望者に対し、空き家対策、不動産の相続、土地の有効活用など、不動産鑑定士が専門的なアドバイスをを行いました。

町では、今後とも、包括連携協定に基づき福島県不動産鑑定士協会と密接に連携し、町民の皆様の課題解決と安心な暮らしに向けた支援に取り組んでまいります。

次に、定額減税の追加給付についてです。

昨年度、国の経済対策として実施された定額減税において不足額がある方への追加給付については、10月末までに申請の申込みを完了し、総額は724件、2371万円の支給を行いました。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、出産・子育て応援事業についてです。

妊娠、出産を応援、支援するため、妊娠した際の1回目の妊婦支援給付金5万円を3人に、妊娠8か月以降の2回目の妊娠支援給付金5万円を8人に給付しました。また、町独自の出産後の祝い金として、すすくももさぼ祝金5万円を6人に給付しました。

次に、国見の教育ビジョン検討委員会についてです。

9月30日に第2回検討委員会を開催し、取組を進める5つの柱について意見をいただき、10月30日には第3回検討委員会を開催し、新教育ビジョンの理念について意見をいただきました。

次に、藤田保育所、くにみ幼稚園についてです。

10月3日に藤田保育所、10月4日にくにみ幼稚園、それぞれ運動会を行いました。家族や地域住民が見守る中、駆けっこや親子競技、ダンスを披露しました。

次に、国見小学校と県北中学校についてです。

10月11日に国見小学校運動会を行い、児童主体のプロジェクトチームを中心に企画運営が行われました。

また、10月18日に県北中学校で柏葉祭を行い、ビッグアートの披露、職場体験の報告、クラス対抗の合唱など、実行委員会が中心となり、工夫を凝らした発表がありました。

次に、藤田保育所給食業務委託に係る公募型プロポーザルについてです。

10月16日に、国見町公募型プロポーザル実施要綱に基づき、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員会による採点后、優先交渉権者を決定しました。

次に、国見町PTA連絡協議会要望についてです。

町PTA連絡協議会は、10月23日に、学校施設面、安全面、教育面に関する要望を受け、意見交換を行いました。

次に、来年度の園児の応募状況についてです。

11月21日時点で、藤田保育所は、ゼロ歳1人、1歳15人、2歳15人、計31人、くにみ幼稚園は、3歳24人、4歳32人、5歳29人、計85人です。昨年度と比べ、藤田保育所は6人減、くにみ幼稚園は15人減となっています。

次に、スクールバスについてです。

10月2日にスクールバス運行検討委員会を開催し、次年度以降のスクールバス運行についての建議を受けました。

次に、社会教育の推進についてです。

10月5日に国見町図書館の開館5周年を記念し開催しました図書館フェスタは、これまでの図書館の歩みを振り返るとともに、国見町出身の絵本作家、Yuhさんの講演会や絵本キャラバン、本の無償譲渡会などを実施し、多くの方が読書のすばらしさ、楽しさを感じる機会となりました。

次に、スポーツ事業について申し上げます。

市町村対抗の軟式野球、ソフトボール、駅伝競走の大会が行われ、それぞれの競技で国見町チームが熱戦を繰り広げました。中でもソフトボールチームは、今年もベストエイトという成績を残しました。

10月26日に開催した国見町駅伝競走大会は、雨天の開催となり、欠場するチームもありましたが、町外からの新規チームの参加などもあり、12チームが出場し行われました。仮装して走り特別賞を受賞する選手もおり、盛り上がりを見せました。

次に、芸術文化事業についてです。

9月28日に山本奈央オカリナコンサートを開催し、子どもから大人まで多くの方がオカリナとピアノの音色に癒やされていました。

国見町文化祭では、音楽芸能発表、総合展示会、ダンスパーティーを開催し、各種団体が日頃の成果を披露する場として、今年も多くの方が足を運びました。

次に、歴史を生かしたまちづくりの推進についてです。

9月6日から全8回コースで子ども太々神楽教室を開催し、今年は小中学生14人が参加し、舞、太鼓、笛の練習を積み重ね、11月2日の町文化祭でその成果を発表しました。

10月4日に中尊寺蓮絵画コンクールの表彰式を開催し、応募があった48点を審査し、最優秀賞5点、優秀賞7点、入賞11点を表彰しました。

10月19日に、あつかし歴史館で、大木戸歴史むらづくりの会と共催であつかし

まつりを開催し、福島県文化財センターと連携で、勾玉作りと弓矢体験、さらにハロウィンライト作り、芋煮、あつかし市場などを行い、多くの子ども連れでにぎわいました。

11月16日に郷土史研究会及び歴史まちづくりフォーラムと共催でまちあるきイベントを開催しました。当日は、約3.5キロメートルを徒歩で移動しながら、西大枝地区の歴史遺産を巡りました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、新規就農者の確保についてです。

国見町で新規就農を目指す意欲ある人材の確保に向け、9月15日、27日に東京都内、11月16日に福島市、11月23日に東京都で開催された就農フェアに参加し、約50人が国見町ブースを訪れ、農業部門の地域おこし協力隊に2名の申込みがありました。

次に、新規就農者の育成についてです。

農業部門の地域おこし協力隊1人、くにみ農業ビジネス訓練所長期研修生4人は、それぞれの自立就農に向け、精力的に研修を行っています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

全国的に熊の被害が発生しており、町では、熊捕獲用おりの増設設置、パトロールの強化、鳥獣駆逐用花火の配布、回覧や防災無線による注意喚起を実施し、さらに各地域の実情に応じた地域ぐるみの取組を推進するため、専門家の意見を伺い、継続的な緩衝帯の設置、放置果樹の伐採なども予定しています。

なお、本定例会に、熊対策に対応した装備の経費について補正予算を計上しております。

次に、農業振興に向けた意見交換についてです。

10月2日に県北農林事務所長、14日にはJAふくしま未来役員と、国見町の特産、モモの栽培に係る猛暑や害虫対策や、新規就農者の確保や農業従事者の労働力不足の解消、くにみ農業ビジネス訓練所の広域連携及び鳥獣対策の連携について意見交換を行いました。

次に、農産物PR事業についてです。

9月12日から14日まで、東京銀座歌舞伎座の木挽町広場でくにみ物産展を開催し、生産者7人が農産物や加工品を自らPR販売しました。

また、9月21日に仙台市、25日にはニセコ町を表敬訪問、11月3日には岐阜県池田町で国見産のモモ、ブドウ、リンゴ、西洋梨、6次化商品をPR販売し、いずれも持参した商品は完売いたしました。

10月25日には、くにみ米づくり研究会主催の新米販売会とあつかし農友会主催の秋マルシェが道の駅国見あつかしの郷で開催されました。

次に、農地パトロールについてです。

農地の適切な利用と耕作放棄地の防止のため、8月から10月まで農業委員や農業推進委員と共に町内全域で実施し、遊休農地と確認された農地について意向調査を実

施しております。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

指定管理者第三者評価選定委員会は、道の駅国見あつかしの郷と加工施設MOMO・COの指定管理を受託している国見まちづくり株式会社がそれぞれの施設を適正に管理運営していることを確認し、今後の課題について意見を記載した評価報告書を町に提出しました。

また、11月22日から道の駅国見あつかしの郷でイルミネーションを開始しました。

次に、消費者行政についてです。

11月6日と13日に県北中学校の3年生を対象とした契約とお金のルールに関する出前講座を実施しました。

次に、国見町を巡る観光ツアーについてです。

10月11日、12日、今年度3回目となるツアーは、野菜の収穫体験、だし作りなど、国見の味覚を味わうをテーマに実施しました。次回は12月13日及び2月に開催予定です。

次に、あつかし山ビッグツリーについてです。

あつかし山ビッグツリーの点灯式を12月21日に道の駅国見あつかしの郷で行い、1月4日まで点灯する予定です。

次に、中小企業、小規模企業の振興についてです。

中小企業・小規模企業振興条例の施行に伴い、これまで110社の企業を訪問し、商工業者のニーズに対応した施策導入の検討を進めています。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

町内会要望への回答、意見交換についてです。

町内会から出された要望への回答、意見交換を9月に町内5地区で開催しました。貴重な意見と要望は、引き続き町政執行に生かしてまいります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、国見町表彰式についてです。

今年度の表彰式は11月21日に行い、特別功労表彰1人、功労表彰10人、善行表彰1人、栄誉顕彰1団体の計13の個人と団体を表彰しました。

次に、第6次国見町総合計画と過疎地域持続的発展計画についてです。

8月から10月に5つの専門部会を3回ずつ開催し、両計画への意見、要望をいただき、10月9日に第2回国見町総合計画審議会を開催し、両計画の評価などを審議しました。12月15日には第3回国見町総合計画審議会を開催し、総合計画の中間見直し及び次期過疎計画の素案について審議いただく予定です。

次に、ホームタウン協定を締結している福島ユナイテッドFCについてです。

9月13日にホームタウンサンクスデーがとうほう・みんなのスタジアムで開催され、国見町をPRするブースには多くの人を訪れるとともに、試合前のセレモニーで選手に国見産のモモを贈呈いたしました。

また、サッカー教室が10月にくにみ幼稚園の年長児を対象に、11月に国見小学校の1年生を対象にそれぞれ開催されました。

次に、第2回盆地と里の芸術祭についてです。

9月14日と15日の2日間、町内4か所において開催し、当日は、27組のアーティストが作品展示、映像放映、演劇発表、ワークショップなどを行うとともに、36店が物販などで出店し、町内外から約2,000人が来場しました。

次に、第28回義経まつりについてです。

9月23日、藤田商店街をメイン会場として開催し、当日は天候にも恵まれ、町内外から約3万5000人の皆様にご来場いただくなど大いににぎわいました。ご来場いただきました町内の各団体に御礼を申し上げます。

次に、仙台圏モニターツアーについてです。

10月25日にプロモーション事業として仙台圏からのモニターツアーを実施し、10組20人が奥山家住宅などを観覧しました。

次に、連携協定の締結についてです。

10月28日にみやぎ生活協同組合と包括連携協定を締結しました。みやぎ生活協同組合とは、既に地域見守り及び災害時物資供給に関する協定を締結しています。今後は、健康、食育、子育て、環境保全、芸術文化など幅広い分野でも連携することで、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

11月20日に福島民報社と連携協力協定を締結しました。この協定は、子どもたちが新聞などを通して社会に関心を持ち、地域の未来を切り開く人間となるよう人材の育成を推進することを目的としています。

次に、東京ふるさと国見会についてです。

11月8日にルポール麴町で歴史講演会と交流会を開催し、会員など合計34人が出席、さらなる交流を深めました。また、当日は道の駅国見の出張販売や国見町の特産品を詰め合わせた福袋も販売しました。

次に、移住・定住支援についてです。

11月8日に東京交通会館で行われた移住相談会に参加し、11人が国見町ブースを訪れ、今後、訪問者と連絡を密にし、移住・定住につなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

関係人口創出部門では、国見町の魅力発信、演劇発表、柿の収穫手伝い、古民家再生、芋煮交流会、植物の有効活用など、地域ブランド開発部門では、オリジナル商品開発など、協力隊自らが考え行動するなど、国見町をフィールドに様々な取組を進めています。

次に、国勢調査についてです。

5年に一度行われる最も重要な統計調査ですが、調査票の配付、回収、整理、審査等が11月27日で完了しました。また、10月には、国見町統計調査員協議会の菊地洋会長が伊達郡統計協会から統計功労者として表彰されました。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

議案第63号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第66号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までは、人事委員会勧告に伴う給与関係の改正を行うものです。

議案第67号「国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、国が使用する基準に合わせた文言の改正を行うものです。

議案第68号「工事請負契約の締結について」は、観月台文化センター第1サスペンションライトLED化改修工事について、契約の相手方が決定したことから、契約について議会の議決を求めるものです。

議案第69号「令和7年度国見町一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6415万5000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6108万3000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事委員会勧告による人件費、東部高齢者等活性化センター遊具更新工事、高齢者配食サービスに係る委託料、大木戸地区水路整備工事、町内会要望箇所修繕工事、町債の繰上償還などの増によるものです。

議案第70号「令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算（第1号）」から議案第75号「令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までは、人事委員会勧告に伴う給与の改正や事業費の増などによるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（山崎健吉君） 以上で町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（山崎健吉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

午前11時10分より本会議場において議案調査会を行います。議案調査会終了後、総務文教常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願ひます。

明日3日は、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦勞さまでした。

（午前11時00分）

第 2 目

令和7年第4回国見町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 （欠番）
4番 （欠番）	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宍戸武志君	9番 （欠番）
10番 小林聖治君	11番 佐藤定男君	12番 渡辺勝弘君
13番 松浦常雄君	14番 山崎健吉君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	村上利通君	副 町 長	鈴木伴承君
教 育 長	石幡良子君	総 務 課 長	村上幸平君
企画調整課長	佐藤智昭君	税 務 課 長	安藤充輝君
住民防災課長	榊 英則君	ほけん課長	大勝晴美君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大勝宏二君
建 設 課 長	中條伸喜君	上下水道課長	佐藤温史君
会計管理者兼 会計課長	渡邊和巳君	教育次長兼 教育総務課長	宍戸浩寿君
教育施設課長	佐藤智宏君	生涯学習課長	小野笑子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	実沢隆之君	書 記	豊野好洋君
書 記	野村康宏君	書 記	村上正幸君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（山崎健吉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（山崎健吉君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（山崎健吉君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分まで認めることといたします。

最初に、13番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（13番松浦常雄君 登壇）

13番（松浦常雄君） さきに通告しておきました2点について質問します。

一つは、熊による被害と対策についてであります。

去る11月30日、この前の日曜日ですが、朝刊をご覧になった方が多くいると思うんですけども、福島市中心部に熊出没という大きな見出しで、さらにJR福島駅から1.5キロ、列車と衝突して死ぬとありました。

これが発生したのは前日29日の午後4時45分頃、場所は森合字屋敷下を走行中の阿武隈急行下り列車と熊が衝突したということです。熊はその場で死んだわけですが、近くには商業施設や学校、文化施設などがあり、住宅密集地で、住民はこんな町なかにも熊が出るなんてと驚きを隠せないと書いてありました。地域の住民の一人は、長くこのエリアに住んでいるが、熊が出たのは初めてと驚いている。これとは別に、この日、市内の南沢又、笹谷でも熊が目撃されています。

ここ数年、熊が人里だけでなく市街地にも出没していますが、今年は特に多く、11月5日、全国では熊による被害で死者が13人、負傷者は197人と表されています。熊に襲われた地域では、人々は畑に出るのも怖い、家にいても怖いと毎日熊におびえた生活をしています。このような状況の下、私たちの町はどのような状況なのかお尋ねします。

まず、熊による被害状況についてですが、過去3年間の町内における熊の目撃情報はどのくらいあるのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） 13番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

11月20日現在で町に情報提供があった件数につきましては、令和5年度が3件、令和6年度が6件、令和7年度が14件です。

以上、答弁といたします。

13番（松浦常雄君） 農作物の被害はどのようなものでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

いわゆるツキノワグマ単独の被害面積というものは把握はしておりませんが、鳥獣による農作物への被害全体では、令和4年度が1,120平米で48万4000円ということになっております。令和5年度が1,750平米で71万6000円、令和6年度が3,720平米で165万8000円となっております。

なお、令和7年度については現在集計中です。

以上、答弁といたします。

13番（松浦常雄君） 人的な被害はあったのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

人的被害につきましては、今、国見町においてはございません。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 今後心配されるのは、人的な被害があった場合はどのようにするのか。その対策に、どのような体制で臨むのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣対策ということになります。特に熊対策でございます。熊につきましては追い払いというのが一番効果的と考えております。よって、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや町で配布している駆逐用花火を使用して追い払いを行うということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） ここ3年間で熊の捕獲件数というのは何頭ぐらいあるんでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

熊の捕獲頭数ということでございますが、今年につきましては既に13頭捕獲しております。なお、前年中ですが、熊については1年間で12頭となっております。その前でございますが、頭数は恐らく3頭か4頭ぐらいだったと記憶しております。

以上、答弁といたします。

13番（松浦常雄君） 熊が目撃される件数も多いし、また捕獲されているのも今年度は13頭と大変多くなっております。この捕獲した熊はどのようにしているのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

有害な鳥獣に関しましては、熊も含めて、捕獲いたした際は駆除しまして焼却処分ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 駆除する場合は、その後どのように処理しているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

焼却処分ということになります。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 焼却処分といっても、イノシシなんかと違って熊の場合は非常に困難だと聞いています。解体しても10センチ程度の細切れにして袋に入れて焼却するというので、大変な労力が必要だと聞いております。

それでは、追い払う場合はどのようにしているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣の追い払いということで、特にイノシシと熊ということになります。猿も含めてでございますが、大体の場合におきましては、いわゆるわなを仕掛けて駆除することになります。また、目撃情報がありましたら、駆逐用花火を目撃した近辺に配布いたしまして、花火を上げてもらうというような形を取っているところでございます。

また、モンスターウルフという装置もございます。熊が出没した重点地区についてはモンスターウルフを配置いたしまして、なるべく里に下りてこないような対応をしているというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） イノシシのわなと熊のわなは同じかどうか、私は分かりませんが、熊のわな、箱わなについてはどのくらいの数を設置しているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

熊おりでございますが、現在、町では町内に9基配置しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 関連するんですけれども、イノシシについては別のわなでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

おりにつきましては熊用とイノシシ用がございます。熊のおりについては、先ほど答弁したとおり9基配置しております。作りが頑丈にできているというような形になっています。イノシシ用のおりも町では配置し、24基配置しております。そのほかにも猿のおりも1基設置しています。

また、猟友会の方が自分で配置しているものも町内には7基から8基ほどあるので、50基以上配置しているというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 電気柵など、熊を人に近づけないための対策は取っているんでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

野生鳥獣防止資材購入支援事業を実施しまして、電気柵の設置に係る補助を行っています。申請をしていただくと補助を行っているというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 電気柵は大体何か所ぐらい設置されていますか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

電気柵の設置状況につきましては、年間、約7件から8件程度申請がございます。よって、全体の設置状況というのは把握しておりませんが、少ない年でも2か所か3か所ぐらいの申請がございますので、年間大体2から3ぐらいは増えていると考えています。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊を人里に近づけないためには、食べ物を屋外に置かないとか、柿や栗などの実のなる樹木を伐採するなどが必要だと報じられています。この点について、町民の理解と協力を得るためにどのようなことをされていますか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業という事業を行いまして、未収穫の樹木につきましては、伐採を地元の協力を得ながら令和6年度から実施しているというような状況でございます。

なお、専門家によりますと、極端な樹木の伐採をやることによって逆に熊を人の住む場所におびき寄せるといふこともございますので、専門家の適切なアドバイスの下、対応することを考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊が集落へ近づきにくくするためには、草や樹木を伐採して緩衝地帯を設けることが必要だとされています。緩衝地帯はどこに設けているのか、伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

県の鳥獣被害防止総合対策交付金というものを活用しまして、先ほど答弁しました令和6年度より、この緩衝帯の設置に取り組んでいます。令和6年度につきましては、小坂、石母田地区において緩衝帯の設置及び放置している樹木について伐採を行ったというところがございます。今年度は、小坂、石母田、貝田地区、先日、貝田地区で打合せ等を行いました。緩衝帯の設置について取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 緩衝地帯も手入れしなければ草が生い茂って、熊などが身を隠す場になってしまいます。緩衝地帯の草刈りなどの作業はいつ、誰が担当しているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣対策につきましては様々な方法があると考えています。この緩衝帯の設置についても効果があるとデータ上、実証されております。よって、この緩衝帯の維持につきましては、町、そして地域が連携して行わなければならないと考えています。

草木は放置すればだんだん長くなってきます。また生えてくるものがございますので、町でも地域に積極的にお願いする形で、ぜひ維持をしてもらうことに取り組んでいければと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） かなり広範囲の作業になると思うんですけれども、草刈りなどの作業の報奨などはどうなっていますか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在のところ、緩衝帯のみを対象とした報奨等については、払うような制度については町ではございませんので、地域の皆様がなるべく維持していただくというところでお願いできればと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊に対する警戒は防災無線などでも毎日のように報じられていますが、町としてどのような対策を、広報を呼びかけているのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

通常ですと熊の目撃情報というのは少なく、捕獲頭数も少ない状況ですが、今年につきましては目撃情報、捕獲頭数も増加傾向にあるというような状況です。よって、町では11月より防災無線で注意喚起ということを行っております。また、目撃情報があった地区に対して、こういう目撃情報がありましたということで、速やかな情報提供を行っている状況でございます。また、加えて広報等、回覧等で注意喚起をさらに行っている状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊の対策には鳥獣被害防止対策隊員が当たっているわけですが、銃を持つ資格を持ったハンターの確保とこれからの育成が必要だと思えます。鳥獣被害防止対策員は何人いるのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

猟友会は、国見町、桑折町両町で組織しております。現在28名が所属しています。国見町で鳥獣被害に対応する鳥獣被害対策実施隊につきましては、22名となっております。うち、第1種の猟銃の免許を取得している者は8名となっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） わなの資格を持った隊員は何人いるのでしょうか。これは熊とイノシシで同じなのか、別なのかは分かりませんが、その辺を教えてください。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町の鳥獣対策実施隊22名ございますが、全員わな免許を持っています。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 実施隊の人数というのは現在のままで十分なのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、年々減少しております。後継者の育成が急務であると町では認識しております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 鳥獣被害実施隊員は自分のなりわい、仕事を持っておりまして、言わばこの鳥獣被害防止の仕事というのはボランティア的な性格かと思えます。わなを仕掛けるにしても、仕掛けるのには相当時間も労力も必要だと思えます。この仕事はかなり隊員にとっても負担になっていると聞くんですが、そのために辞める人もいということで、このような状況を改善することが必要であると思えます。

また、実施隊員の報酬というのはどのようになっているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣実施隊の日当の関係でございますが、日当につきましては、手当が時給ですがけれども1,380円です。時間外の場合については1.25倍、休日の場合については1.5倍ということになっています。

また、いわゆる車両の借り上げ料ということで、キロ当たり37円の支給も行っている状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 実施隊員としての研修の年間の費用というのはどのくらいかかっているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

第1種の銃猟免許を取得しまして有害鳥獣を駆除するということになりますと、免許取得のために経費が約1万円程度かかります。また、銃器を収容するガンロッカーが5万円前後ということで、必ず備えていただくことになります。また、銃器でございます。種類いろいろございますが、20万円から30万円程度となっております。

加えて、年2回の研修を必ず受けるということになっております。1回当たり5,000円程度必要になることになっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 実施隊員の研修に対する補助制度はあるのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

実施隊を育成するための町の補助ということになりますが、いわゆる免許の取得に関しては町の補助事業があります。

また、銃器を使用する場合、銃器を収容するガンロッカーというものを所有者は自宅に設置していただくということになります。こちらが5万円前後ということで、結構高額ですので、こちらの補助についても町で実施しています。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊の対策については、民間の方々に頼っている面が多いのではないかとふうに思います。しかし、隊員もだんだん少なくなっているとか、いろいろ育成しなければならぬ面が多くなっているわけで、今後は民間に頼るだけでは対応できなくなっていくのではないかと思います。外国の話では、自治体の中に専従の職員を置いて、そして駆除から周囲の人々への指導とか、部署が変わらないで専従で何年もそういう仕事をやっているということを紹介されていました。町としてはそういう体制を将来考えているのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今後の鳥獣対策につきまして、どのような形で取り組んでいけばいいのか。現在、町では専門の職員を1名配置しまして対応している状況でございます。その方もわな免許を取得していますが、鳥獣対策につきましては、町と実施隊、そして地域が連携して取り組まなければなし得ない事業であると考えております。よって、町では、関係職員につきましてはわな免許の取得を推奨し、対応しています。

また、先ほど申しましたとおり、一般の方に対しては免許を取得する場合は補助を出すというような形を取っています。ガンロッカーにつきましても、購入補助を実施しているというような状況です。

今後、町と実施隊、地域の皆様と連携し、会員の報酬や待遇も含めて議論をさせていただいて、会員の確保と鳥獣対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 大変いい説明をいただきました。

ただ、銃の資格を持った職員も必要ではないかと、役場の中に。そういうことを私は思っています。

それでは、その他の鳥獣の被害状況について伺います。

過去3年間及び今年度の熊、イノシシ、ハクビシン、カラスなど有害鳥獣による農作物への被害状況はどのようになっているのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、鳥獣のイノシシ、ハクビシン、カラス等の種別ごとのいわ被害状況というのは把握していない状況になっております。全体の被害金額、面積等については、先ほど答弁したとおりということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 有害鳥獣の被害については、その地域に住んでいる人たちは本当に大変な被害を受けているわけですが、電気柵を設けるとか、いろんな対策はこれまでやっておりますけれども、そのほかモンスターウルフを町では2基備えておりますけれども、これについては効果はどのようなもののでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

モンスターウルフにつきましては、ツキノワグマ及びイノシシ、その他の鳥獣に対しても効果があると考えております。特にツキノワグマに関しましては、もともと非常に臆病な性格ということでございますので、有効であるのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） だんだん人里に近づくのに慣れてしまっている熊は、もう人を恐れなくなっているんですね。今までこうだったから退散してくれるだろうでは、対応できないと思うんです。確かにモンスターウルフが効果があるということは、テレビなんかでも報道されておりました。ただ、2基というのはちょっと少ないのではないかなと私は思うんです。貝田辺りにも、これは必要でないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回熊の被害、熊の目撃情報、また盛んに熊の被害があるということで報道されております。町でも目撃情報が増えていると認識しています。また、カメラ等で監視をしているというような状況で、カメラに写っている件数も去年から比べると随分多いと思っています。よって、おりの配置転換を随時実施し、効果がないようなおりについては、速やかに熊の目撃情報が多いところに転換させるというような処置を行っています。

よって、モンスターウルフやおりの設置も含めまして、臨機応変に対応しながら熊被害を最小限に抑えたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 熊が出没している地域に住んでいる人たちは、農作物の被害だけでなく、熊におびえる生活をしていると思います。そのために、今、これまでやってきた対策をさらにしっかりやる必要があると思いますが、それだけではなく、今後担い手の育成とか担い手の方々の労働環境の改善とか支援とか、さらに充実させる必要があると思います。

また、先ほども申しましたが、役場庁内に熊対策のための専従職員、今置いてあると言いますが、さらに拡充するといいますか、そして民間の方々との協力が必要だと思います。とにかく熊そのものが進化しているというか、対応が変化しているんですね。今までの人間を恐れてこそこそ去るというふうな状況ではなく、反対に人を恐れないで白昼でも木に登って堂々と実を食べて、柿を食べているというふうなことがあちこちで報道されています。そういう変化に対応した対策というのにも必要になってくると思います。

最後に、町長に伺いますが、これまでいろいろ質問してきましたけれども、町長としての決意というか考えを伺いたいと思います。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

今ほど来、課長のほうから説明してきた状況を踏まえまして、加えて議員からのお質しの中でいただいたご意見も踏まえまして、必要な対策をしっかりと打っていき

いと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） いろいろ返答をいただきました。

これで私の質問を終わります。

議長（山崎健吉君） 次に、8番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（8番宍戸武志君 登壇）

8番（宍戸武志君） それでは、質問させていただきます。

初めに、私、声の調子がよくないんで、お聞きづらいこととは存じますがご容赦お願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、当町の農業用水路と溜池の維持管理についてでございます。

当町の農業用用水路は主に西根堰水路を通じて安定供給ができていたと言っても過言ではありません。また、各地にある溜池も、いざというときに水の供給源となります。近年、世界的な気候変動により突然の豪雨災害、長引く小雨による水不足、渇水リスクが懸念されます。取り得る対策として、水を一滴でも有効活用するためには、整備された用水路も重要な条件となります。その前提として、用水路（溜池を含む）の点検、整備が必要と考えます。

では、質問に移ります。

まず、1番目です。当町の町河川及び管理水路の距離はどのくらいあるのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 8番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

町が管理いたします河川は18本でございます。延長は26.8キロメートルとなります。一方、町が管理する用水路につきましては、全体の数量は把握できておりませんが、ほ場整備事業によって整備された農業用水路の延長は約325キロメートルとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） ありがとうございます。

では、2番目に移ります。農業用水路管理についてお伺いします。

管理については、町が主体、農作農民が中心となる土地改良区、地元の水利組合、環境保全会か。また、それぞれの町との関わりをお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

農業用水路の物理的な改修、補修につきましては町が行ってございます。一方で、

除草や土砂上げなど日常的な維持管理につきましては、原則的には受益者であります耕作者や地域の方々に担っていただいているところでございます。具体的には、各地区の生産者で構成する水利組合としての活動がその一つでございます。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用した協定地区または環境保全会の活動もその一つでございます。この中山間及び多面的機能の活動につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1をそれぞれ活動費を負担しているところでございます。

また、これらの活動におきましては、維持管理作業に加えまして水路の点検確認、さらには簡易な水路補修等も行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） では、3番目に移ります。

当町においては、農地（主に水田）は土地改良法により何回かにわたり区画整理がなされ、整備されてきました。しかし、整理後年月が経過（30年以上たっていると思います）の田が多いと考えられます。年月が経過することにより老朽化、当町を襲った度々の地震で農水路の劣化が見られます。見解をお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

お質しのとおり、昭和50年代に整備をされました伊達西部ほ場整備地区、これは448ヘクタールほどございますが、この整備から40年余りが経過しております。この時間経過とともに老朽化が進んでおりまして、さらには度重なる地震の影響もございまして、ずれや破損が生じていると認識してございます。

こうした状況につきましては、先ほども答弁したとおり、水利組合や環境保全会などの活動におきまして水路の機能点検なども行っているところでございます。その中で比較的大きな損傷などがあつた場合は、その都度町に報告をいただいているものと認識してございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） ありがとうございます。

次に、4番目に移ります。

農業用水路の点検時期が来ていると考えます。一斉点検、無理なら地区単位の点検、点検は冬の時期しかないと思います。その後、優先順位をつけて修繕対応、予算の関係もありますので、その辺の見解をお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

農業用水路につきましては広範囲に張り巡らされておりまして、延長も、先ほど申しましたとおり非常に大規模となることから、町として一斉に点検することは難しいものと考えてございます。

そうしたことから、先ほど答弁したとおり、水利組合や環境保全会などの受益者による日常的な維持管理活動の中で、破損等の不具合等について確認、報告をいただいているものでございまして、今後もそうした対応が現実的と考えているところでございます。

地域や各種団体では対応し切れない修繕、改修につきましては当然町において対応するものでございまして、予算に限りはありますが、営農に支障を来す案件などにつきましてはできる限り早急に対応をさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 次に移ります。

当町のため池についてお伺いします。

当町のため池は何か所あるか。また、主に溜池管理はどこで行っているのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

町内の農業用ため池につきましては32か所ございます。そのうち23か所につきましては、防災重点ため池として位置づけられてございます。管理につきましては、一部を除きまして町が管理することとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 次に移ります。

茂庭ダム、藤倉ダムのおかげで西根堰の農業水は安定供給されていると考えます。溜池の出番がない現状であります。

しかし、近年渇水リスクが懸念され、ため池が再認識されつつあります。ため池も施設管理が十分でないと能力が落ちます。ため池の維持管理についてお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えします。

ため池の日常的な維持管理につきましても、水利組合や町内会など地域の方々にご協力をいただきながら実施しているところです。なお、町内のため池の状況を把握するため、令和2年には町が耐震性調査を実施いたしました。さらに、令和5年には福島県が劣化調査を実施しております。これらの調査結果を踏まえ、福島県が改修の必要性を判断することとしておりまして、国見町におきましては雨沼などが改修の対象となっているところです。

なお、この雨沼につきましては、今後福島県によります実施設計、さらに改修工事が予定されているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） では、最後にお伺いします。

当町の基幹産業は農業であります。水田が主体といってもいいと思います。水田は水が命であります。農家の高齢化と水田の集約化に伴い、今までできていた用水路の維持管理に懸念が生じるおそれがあります。早めの点検整備と今まで以上の予算の手当が必要と考えます。町の考えをお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、稲作を中心とする国見町の農業にとって、安定的な農業用水路の維持は非常に重要であると認識をしております。日常的な維持管理や修繕箇所の確認、これは引き続き水利組合や環境保全会の活動において実施をしていただきたいと考えておりますし、簡易補修で済む場合などについては、環境保全会などで対応できないかご相談をさせていただきたいと考えております。

一方で、物理的な改修、修繕、これは可能な限り予算を確保しながら引き続き町で対応していきます。現在、地域からの要望に基づきまして、大木戸地区の農業用水路約600メートルの改修に向け、測量調査などを実施をしているところでございます。このように大規模な改修につきましては財源を確保しながら対処してまいります。

あわせて、ため池につきましても、福島県と連携をしながら適正な維持管理を行ってまいります。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 町長にお願いします。今、予算編成作業の途中だと思えますので、ぜひとも今まで以上の予算の手当をお願い申し上げます。

では、次に移ります。

当町の雪対策について。

近年、地球温暖化により気候変動が激しくなっております。雨不足による渇水、片や突然の豪雨、雪不足、片や豪雪、気候が極端になっております。当町は雪害とは関係のない地域と言われております。しかし、今後は思いもよらないような豪雪に見舞われることもあるかと予想されます。当町の雪対策全般についてお伺いします。

1番目、当町の今までの雪対策をお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

例年、雪対策といたしまして、まず安全対策といたしましてスノーポールとスリッパの注意喚起標識を設置しております。また、除雪作業につきましましては町内業者9社と単価契約を締結し、実施しております。加えて、融雪剤散布作業についても町内業者3社と単価契約を締結し、実施しているところです。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 次に、毎年雪対策としてどのくらいの予算を計上しているのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えします。

例年、当初予算におきましては200万円程度を計上してございます。その後、補正予算を確保するなどして対応をしているところです。

なお、除雪に関する決算額といたしましては、令和6年度で933万円ほど、令和5年度で351万円ほどとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 次に、当町の雪対策の具体的対応についてお伺いします。

積雪何センチメートルになったら業者に依頼しているのか。業者は自動出動しているのか。また、どのような内容になっているのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

出動につきましては、積雪深10センチメートルを目安に出動をしております。

この除雪の方法につきましては、町内を10のエリアに区分いたしまして、単価契約を締結する町内業者9社でそれぞれ担当区域を決め、除雪作業を行うこととしております。

降雪状況につきましては、町が確認をして、必要に応じて除雪作業を要請するものでありますが、受託業務が自ら担当区域の状況を確認し、おおむね10センチに達すると見込まれる場合につきましては、業者の判断により作業を開始していただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 次に移ります。

除雪作業時の優先順位、受け持つ区間、除雪オペレーターの状況や位置確認はできているのか、お伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

除雪作業の優先順位についてでございますが、これは幹線道路や積雪量の多い山間部の生活道路を優先的に除雪を行い、順に通学路や生活道路を中心に実施することとしております。

また、除雪オペレーターの状況や位置確認のためのシステムはないわけですが、都度、業者と連絡を取り合いますして除雪状況の確認と次の作業場所の要請など、そういった連絡体制の下、行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） では、次に移ります。

除雪の際、県道と町道のすみ分け、連絡、連携はできているのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えします。

国道、県道、町道の除雪は、それぞれの道路管理者が除雪を行うこととなります。

なお、冬期間の交通確保のため、関係機関によります調整会議を毎年12月に実施してございます。今年度は12月10日を予定しているところでございます。この会議につきましては、国・県、県北地域の市町村に加えまして警察、消防、ネクスコ東日本、気象庁などを交え、開催しているものであります。この会議においては、各機関の取組状況や情報連絡体制などについて確認を行うなど、連携した取組を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） ありがとうございます。

最後なんですけれども、除雪支援についてお伺いします。

降雪時、除雪作業は大変な苦勞を強いられます。特に高齢単身世帯にとっては大変であります。当町の支援体制はあるのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現在、高齢者世帯等に係る除雪支援といたしまして、在宅高齢者と除雪支援事業がございまして、この事業は、国見町に住所を有するおおむね75歳以上の単身世帯、80歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活上、外出の援助が必要な方を対象としまして、積雪10センチ以上の場合に、自宅玄関から道路までの除雪を国見町シルバー人材センターにお願いして実施しています。利用負担は1回500円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） ありがとうございます。

この冬、ぜひ雪対策は万全にお願いしたいと思います。

以上、終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（山崎健吉君） 11時5分まで休憩いたします。

(午前10時56分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（山崎健吉君） 再開します。

(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

議長（山崎健吉君） それでは、一般質問を再開します。

次に、6番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

(6番蒲倉 孝君 登壇)

6番(蒲倉 孝君) 令和7年第4回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました内容につきまして質問させていただきます。

今回の質問では、町長が1年前に掲げました公約の進捗状況についてお伺いいたします。

大きく分けて2つございます。

1つ目は、認定こども園の進捗状況についてです。

まず、定例会6月会議にて、くにみ学園構想白紙表明を行ってから約半年が経過しました。年度内に基本方針(案)を示したいということでしたが、進捗状況について、町長ではなく教育長にお伺いいたします。

議長(山崎健吉君) 教育長。

教育長(石幡良子君) 6番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

今年度、町の最上位計画である第6次国見町総合計画と総合計画の教育分野の下位計画となる国見町教育振興計画「教育ビジョン2021」の見直し作業を行っています。その中で、総合計画には認定こども園を設置することについて明記し、教育ビジョンには幼児教育と保育の一体的な提供体制づくりについて、関係課と連携して検討を進める旨を表記する予定です。それぞれの計画に方針を明記した上で、来年度には「認定こども園設置検討委員会」を立ち上げ、設置に向けて前に進めていきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長(山崎健吉君) 蒲倉 孝君。

6番(蒲倉 孝君) 分かりました。

再度、教育長、確認を取ります。

第6次総合計画の見直し、あとは教育ビジョン2021の見直し、そして来年度、令和8年度に検討委員会を立ち上げるというお話を今伺ったんですが、もう少し詳細についてお答えできますでしょうか、何をどうするかというのは。例えば第6次総合計画をどういうふうにするかというのはお答えできますでしょうか。

議長(山崎健吉君) 教育長。

教育長(石幡良子君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、まずは国見町の総合計画の中にきちんと認定こども園を設置するということを明記いたします。教育ビジョンには幼児教育と保育、これを一体的に提供する体制づくりを進めることをきちんと方針として明記いたします。その上で次年度、設置検討委員会を立ち上げて、どのような認定こども園にしていけるのか、それを具体的に話し合い、前に進めていきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長(山崎健吉君) 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 教育長、先に聞きますけれども、今第 6 次総合計画の話が出たので。以前からくにみ学園構想の文言の訂正が途中で入って、再三、もう白紙になっているので戻してくださいとお願いをしているものの、一向に今まで動かなかったんですが、この辺については今回の第 6 次総合計画案、教育ビジョン等々の検討の中に、認定こども園について、そこの見直し、元に戻すという話、その辺の検討はされているんでしょうか。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

議員お質しのとおりです。今は認定こども園と義務教育を一体化した施設というような文言になっていますので、そこを認定こども園を設置するというような形で、訂正作業を進めております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。やっと元に戻りますので。

それを踏まえて、2 番目にいきます。

議会では、町長の白紙表明を受けて延期していました認定こども園の行政視察を 10 月 29 日から 31 日に行いました。学校は栃木県のなすからこども園です。町執行部ではこの半年間でどこを視察したか、教育長にお伺いします。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

この半年間で県内 3 か所の認定こども園の視察を行いました。具体的には桑折町のこおり青空こども園、三春町の岩江こども園、猪苗代町のひまわりこども園、この 3 か所を視察しました。各こども園の設置までの経過や現在の状況などについて情報収集をしてきたところです。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

議会で視察した、まず栃木県のなすからこども園ですけれども、施設の老朽化、あとは将来的な児童数の減少見込みから、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合しまして、増改築も検討したそうですが、このなすからこども園は既存の建物を解体して新築しております。計画は令和 2 年度から始めて、最終的に令和 7 年 4 月に開園しておりますが、教育長、今お話しがあった 3 か所を視察していただいて、感想というんですか、どんな感じだったかお聞かせ願います。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

視察の成果は様々ありますが、特に認定こども園の特徴である子育て支援機能については大変参考になりました。猪苗代町の育児相談体制の整備、三春町の読み聞かせ、遊び場等の交流の場の提供など、それぞれの地域のニーズに合わせた取組がなされて

いました。当町においても、子育て支援などのニーズを把握した上で方向性を決めていく必要があると考えています。

なお、県の認定こども園整備の窓口である福島県保健福祉部子育て支援課にも事前相談を行っており、今後の進め方について、現在アドバイスをいただいているところです。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） いろいろ3か所も視察しておられて、検討委員会も立ち上げるというところまで進んでおりますが、教育長、検討委員会ではどの辺まで、例えば今、私が見てきたお話をしましたなすからこども園では、改築ではなくて新築で建て直しています。国見町の町民の方からいろいろご意見伺いますと、箱物はもう建てないでほしいなどという話がありますが、建物の老朽化等々あれば、やはり建て直さなくてはいけない部分もあると思うのですけれども、今現在で建て直しなのか、それともリフォームなのか、その辺の話というのは進めていく予定ではいるのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

新築なのか、それとも今ある施設の長寿命化なのか、そこも含めまして、次年度立ち上げる検討委員会ですっかり話し合い、令和8年度末を目標にロードマップも含めて決めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） よかったです。期日もちゃんとお示しいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、次の2番目にいきます。

義務教育学校の進捗についてですが、上記認定こども園同様、現在の仕組みがよいのか、統合したほうがよいのか、ゼロベースで検討するということでしたが、この進捗についても町長ではなくて教育長にお伺いします。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

当町では小学校、中学校に加え、幼稚園、保育所も含めたコミュニティ・スクールとして一貫教育を進めています。当面はコミュニティ・スクールの推進に注力し、連続性のある学びと切れ目のない支援体制を継続していきます。

しかし、小学校、中学校とも施設の老朽化が進んでおり、いずれは学校の改築あるいは長寿命化の判断を求められますので、児童生徒数の推移を参考にしながら、小中学校を一体化した併設型の義務教育学校にすべきなのか、それとも連携型の小中一貫教育を引き続き推進していくのか、令和9年度に「学校の在り方検討委員会」を立ち上げ、検討を始めていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 当初の方針、考え、本当に安心しました。2つ目にいきます。

議会では行政視察、他にも行ってまいりました。最終日に義務教育学校の郡山市立西田学園を視察してきました。執行部ではこの義務教育学校の視察は行いましたでしょうか。教育長に伺います。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えします。

特に義務教育学校の視察は実施していませんが、義務教育学校を既に設置している、もしくは設置を予定している市町村に義務教育学校のメリット、デメリットを聞くなどの情報収集はしっかり進めているところです。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

議会のほうも視察してまいりまして、西田学園はご存じのとおり5つの小学校と西田中学校を統合して、ここがちょっと他と違うのかなと思ったんですけども、地域住民の総意と要望書を提出して実現しているみたいなんですね。

ただ、やはり開校も、現在もとお話しされていましたが、問題点あり、課題あり、試行錯誤しながら改善を進めているということもお話しされてきましたので、同様にいろいろ検討していただけて進めていただきたいと思います。とっております。

(3)にいくんですが、町全体の考えということも必要なんですけども、まずは三役、各一人一人の考えがあって進めていくべきかなと思います。認定こども園、義務教育学校をどのように考えているのか、今まで教育長が答弁をした内容も踏まえて、町長にお伺いします。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

先の教育長の答弁のとおり、まずは認定こども園設置を前に進め、義務教育の在り方については認定こども園設置のめどがついたところで議論を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、町長、もう一回確認します。

教育長が答弁した令和8年度中に検討委員会を立ち上げてロードマップまで進めたいというお話がありましたけれども、それで間違いはないですか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

令和8年度中のロードマップ作成を目指して取り組んでいくことで間違いございません。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 町長、ありがとうございました。

それを踏まえて、副町長のお考えもお聞きします。

議長（山崎健吉君） 副町長。

副町長（鈴木伴承君） お答えします。

町長が今ほど答弁しましたとおり、まずは認定こども園の設置に向けて検討を進めていく必要があると考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 教育長、申し訳ありませんが、今お二方にもご意見いただきましたので、重複するかもしれませんが、まとめて、教育長、町の考えというのをお示し願えますでしょうか。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

繰り返しにはなりますが、まずは認定こども園設置の具体的な方針を令和 8 年度末を目標に作成し、義務教育の在り方については令和 9 年度に「学校の在り方検討委員会」を立ち上げ、検討をスタートさせたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 次は 3 番目です。企業誘致の進捗状況です。

1 つ目が、様々な都市計画があり、現在まとめた内容はまだ提示されていないように思います。議会では今回の視察で企業誘致についても視察を行ってきました。場所は栃木県壬生町です。町長は就任後、企業誘致に関することでどこかに視察等を行ったかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

状況の報告ですので、私から報告させていただきます。

企業誘致のみの視察等は現在実施していないところでございますが、町長と担当課長で、農産物の P R 等を兼ねまして福島県の名古屋事務所及び栃木県茂木町、札幌市、ニセコ町を訪問いたしました。その自治体が発行している企業誘致に係る新しいビジネスモデルや企業の動向などの情報収集を行ったということでございます。

また、各企業や団体との情報交換などについては、適時行っている状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、視察は行っていないけれども情報収集は行ったということですね。その情報収集を行った上で、町長はどのように感想を持ちましたでしょうか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

栃木県茂木町、ニセコ町等を視察してきまして、いろいろな状況でホテルの誘致ですか、あとは企業の誘致というふうなものに積極的に取り組んでいるなど。条件的には恵まれた条件の下ですので、国見に直接適用することはできないかもしれませんが、そういったものも参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 皆さん知識が豊富なので見に行かなくてもいいんでしょうけれども、やはり実際に行ったところ、実績のあるところを参考にするのはいいのではないかなと思いますので、令和8年度、来年に向けて何か所か、やはりこの公約に掲げている企業誘致について視察、ここに何か所でも結構なんですけれども、行く予定のようなものはないものでしょうか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

現時点でそういった計画立てておりませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） また検討という言葉が出たので、産業振興課長、何か予定ありますでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在のところ明確な予定はございませんが、事業所、名古屋とか、町長は名古屋事務所長をやっていたので、たくさん企業がございまして、そういうところを重点的にやっていければなど考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） では、また3月の議会でもお聞きするかもしれませんが、令和8年度どのような計画で情報収集もしくは行政視察等々を行うのか、それまでお示しください。よろしく願いいたします。

2つ目です。

今回の視察、議会の視察はみぶ中泉産業団地、令和2年度から水面下で動いて、令和4年8月に町長が栃木県知事に産業団地開発の要望書を提出しております。町長がです。その後、栃木県と協議を行って行って、市街化調整区域から市街化区域への編入、用途地域を工業専用地域に指定など、いろいろお話が出ています。都市計画法に基づき行っております。町長は福島県とのパイプが太いということでしたが、就任後、何か県との協議や要望などを行ったか、町長にお伺いします。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、状況ですので、私から説明させていただきます。

令和7年度6月に町長と関係課長、係長が県を訪問いたしまして、土木部や商工労働部、県北建設事務所などに今後の企業誘致に関係する町の考え方について説明をいたしまして、協力の要請を行いました。その後、町の建設課と産業振興課の課長、担当者で、より具体的な企業誘致の手法について県の担当者と協議を行いました。

その結果、工業地域を増やすことは現状においてはほぼ不可能であり、地区計画を設定し、受皿を確保することが現実的ではないかという助言を県の担当者よりいただきました。これによりまして、町としてどのように企業誘致を進めるのか、関係課で確認をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 私が聞きたいのはそういうことではなかったんですが、今、課長から説明があったのは、栃木県の企業局とかというところ、福島県にもありますよね。実際私も確認取らせていただきましたが、土木部都市計画課、ここが都市計画、開発許可、屋外広告物等々、商工労働部企業立地課、ここが工業開発の総合企画とか企業の立地促進を担当しているみたいですが、私が町長にと言ったのは、これ、一般企業の話するとあんまりそぐわないのかもしれないかもしれませんが、初めて行くところとか重要なお願い事をするときというのは、パイプが太い人が同行していったお願いに行くんですね、一般企業の営業は。そうすると話がまとまるんですよ。

ですので、よくトップセールスという話ありますけれども、こういうのもトップセールスなんです。なので、担当者同士で話すのではなくて、トップ同士で話してほしいんです、パイプがあるのであれば。なので、今後この企業誘致についてはもっと上のほうで話してほしいのですが、町長いかがですか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） もっと上のほうでというお話ですけれども、この際も、6月に行った際も県の部長級と話をしてきましたし、また、土木のほうでは県北建設事務所なんですけれども、そこのところはほぼ不可能だという答えをいただいているというようなこともありますので、それを踏まえてどのように進めていくのかを今検討しているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 今、不可能という言葉が出ましたけれども、どこもみんな難しい問題なんですよ、この市街化調整区域を市街化区域にしていくというのは。皆さん、難しいところを諦めているか進めていくかの違いなんです。今の町長の答弁では、もう諦めちゃっている答弁になっちゃうんですね。もっと前向きに、今こうなっているけれども、では次年度、来年になったらこういうところに行って、こうしますよという考えはないんですか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

不可能だということで話がありましたけれども、そこをどうやってクリアしていくかというところを今検討しているという意味で答弁させていただきました。そのところをどのようにしていくかをこれからまた進めてまいりたいと考えております。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 副町長、もう一度お聞きします。

今、町長の答弁ありましたが、私、今話したとおり、やはり知っている方、パイプが太い方が一緒に同行、担当の課長と一緒に話していくというのがすごく有意義なことだと思うので、その辺、副町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山崎健吉君） 副町長。

副町長（鈴木伴承君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁のとおり、市街化区域のところについてはなかなか難しいという回答をいただいております。一方で、地区計画の設定ということについては検討する余地があるということです。地区設定の条件とか、候補となり得るエリアの検討を含めて、企業誘致の具体的な手法についてさらに検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、改めて、これからの企業誘致について今いろいろなお話が出ている中で、まとめまして、町長のお考えをお聞きします。今後の動きです。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

企業は、ご承知のとおり利潤追求を目的としてビジネスチャンスを求めて新たな拠点をつくっていきます。よって、国見町に企業を誘致するためには、企業と国見町の考え方の合意点を見だし、企業誘致事業を推進していくことが必要です。そのためには企業との信頼関係の構築や条件整備、国見町の土地活用の整理など、多くの課題を解決していくことが必要となります。当然ながら町だけでは対応できず、国や県、そして民間企業との連携等も必要と考えています。また、相応の時間が必要とも考えますので、町としましては着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。

では、しっかり進めていただいて、以上で質問は終わりますが、私いつもお話ししたとおり、今後も進捗状況については継続して伺ってまいります。ですので、引き続き要望等を行っていただいて、来年3月議会でもお伺いいたしますので、それまでの動きをお示しくください。

以上で質問を終わります。

議長（山崎健吉君） 次に、12番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

(1 2 番渡辺勝弘君 登壇)

1 2 番 (渡辺勝弘君) 令和 7 年第 4 回国見町議会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、町のホームページの活用方法と町税の現状と安定的な確保策についてであります。

まず、全国的に人口減少対策が喫緊の課題であることは十分に理解しております。県においても、知事から、人口流出を抑えて移住・定住の促進を推し進めているというような話をお聞きしております。当町においても、移住・定住者に様々な支援策を行っていると思えますけれども、そのような支援策などを発信し、魅力を感じてもらうには、ホームページも一助であると考えております。

そこで最初の質問に入ります。

町のホームページはどのような趣旨で作成していたのか、捉えているのか、お聞きしたいと思います。

議長 (山崎健吉君) 総務課長。

総務課長 (村上幸平君) 1 2 番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

町のホームページ作成の趣旨でございますが、まずは住民の方々への暮らし、災害時の避難情報など幅広い情報の提供、そして町への移住、定住を検討している方、また関心のある方に向けた情報発信を行い、住民の利便性の向上、そして町の活性化を図ることを意図しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 (山崎健吉君) 渡辺勝弘君。

1 2 番 (渡辺勝弘君) 今、課長から答弁いただきまして、ある程度の趣旨は理解いたします。

ほかの企業というか、民間企業のホームページではまず会社の案内、あとは会社として求人を目的として、システムを変えるなどして更新しております。魅力発信を求めているというように、町がそのような考えをしているのであれば、業者のホームページとは違いがあるかもしれませんけれども、町はどのように考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長 (山崎健吉君) 総務課長。

総務課長 (村上幸平君) お答えいたします。

民間企業のホームページでございますが、民間企業におきましては、営業目的としまして企業の価値を高める、そういった目的におきまして会社の案内、求人を行っていると考えております。そのため、町のホームページ作成の目的とは若干違うとも考えているところでございますが、しかしながら、町としましても、この後も町の利便性、町の活性化のため、定期的なデザイン等の見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） やはり民間と行政は違う。民間は営利を目的にしているということなんですけれども、町の事業、町がこういうことをやっているんだということも、営業ではないですけれども、やはり皆さんに報告するというか発信することは必要ではないかなと思っております。

まずそこで、以前に町民から、町のホームページは様々なページに行きづらい、あるいは、今回もそうだったんですけれども、議会のライブ中継が見られない、あるいは音声があまりにも低いというので、苦情ではないですけれども、いろんな部分でありましたけれども、そのような苦情に近いものに対して町はどのように対策をしているのかお伺いしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

ホームページの不具合等の改善につきましては、適時システムのチェックを行うとともに、定期的にホームページのリニューアルといいますか更新に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言いましたように、町のホームページも、いつというのは分かりませんが、リニューアルされたなど。その中身も、見違えるというか、ホームページを見ていただくと分かるんですけれども、商店街を町歩きをして、町にはこんなお店があるよ、こんなおいしいものがあるよというようなものもホームページに掲載してあります。これはすごいな、やはり上から見るのではなくて、自分たちが町内を見て、こんな店があるんだよ、こんなおいしいところがあるんですよ、ぜひ知らない町民の方も見てみてくださいというような発信をしているのか。こんなホームページはすごいな、こんなホームページずっと作っていただけると大変いいなと思っておりました。

ホームページの閲覧に関してはどのくらい、国見町に、町民も含めてなんですけれども、興味を持っているのかを知る上で大切なものになると思っております。ホームページのアクセス数を町では把握しているんでしょうか。そして、それを把握しているのであれば、今後それをどのように増やす考えをしているのか、その点について再度お聞きします。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

町のホームページのアクセス数につきましては把握しているところでございます。直近のアクセス数を申し上げますと、令和5年度におきましてはアクセス数は26万件、令和6年度におきましては32万件と増加傾向にあるところでございます。今後ともいかに町の知名度、関心度を上げて、ホームページのアクセス数を増やしていくかが重要と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） すばらしいというか、このぐらい見ていらっしゃるんだなど。ただ、見ているだけで、そこからどんどん進んでもらって、26万、32万が、50万になるようにしていただければと思っております。ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

現在のホームページ、皆さんも見ていると思うんですけども、先ほど総務課長も言っていましたけれども、町民に広報紙、広報くにみを出しておりますけれども、それと同じものを発信しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

広報くにみとホームページという2つのツールがございますが、広報くにみにつきましては、ホームページ、デジタルにアクセスが難しい方へ情報が届きやすいこと、また、ホームページにつきましてはいつでもどこでも情報の取得ができて、緊急情報などリアルタイムで発信できる即時性を持って、それぞれのメリットを有しているものと考えております。

また、ホームページにつきましては、ホームページ上からの広報くにみへのアクセスというのも可能となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町の情報を知っていただくということで広報紙を出しているということなんですけれども、ホームページの役割も兼ねていると考えるならば、やはり町内会に入れない方、あるいは何かしらの理由で町内会に入らないという方は、このホームページを見れば広報紙も閲覧できることとなりますけれども、そういう方々に対して、やはり広報紙を見る方、それを見られない方にはこういうふうにして町民全部に取りあえず住民に情報を発信していることになっているんですけれども、これは全ての町民へ情報が届いているというふうに判断してよろしいでしょうか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

現状におきましては、町内会未加入者への文書等、広報くにみも含めまして、配布物を届ける手段というのは今現在におきましてはございません。そのため、町のホームページをはじめ、フェイスブック等のSNS、そういったものを利用した未加入者への情報発信というものに努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 全体的に見ているか、見えないかというのは、ちょっと正式にこのホームページを見ているというのはアンケートは取っておりませんでしょうか、やはり正確な人数、そしてその情報が確実に届いているかというのはちょっと分から

ないとは思いますが、しかし、やはり子どもたちも閲覧することができる。はっきり言って、自分たちの能力よりも子どもたちのほうが数段上ですから、簡単に、あ、国見町、あ、自分の町はこんななんだ、こういうふうになっているんだというのはすぐ分かると思います。やはり子どもたちはいずれ、全員ではないとは思いますが、地元を離れて、帰りたいとなるような町になるためにも、やっぱりホームページを続けていただければと思っております。

では、次の質問に移ります。

ホームページは町の情報を素早く知るという利点があるのであれば、情報が古く、更新されていないホームページは、やはりホームページの役割に期待していないと。逆に言えば、それに重点を置いていないと考えて、町はこの更新を遅らせるというか、遅れているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

町のホームページにつきましては、情報提供の基盤として、住民への行政サービスの周知と地域の活性化等に重要で不可欠であると考えております。今後とも迅速な情報更新というものを図るとともに、町のホームページの有効活用に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、総務課長から、代替的な考えを持っているということなんですけれども、これは大変失礼になるかもしれませんが、議会だよりの、何年前にこういうのをやりました、ああいうのをやりましたというものを閲覧できるということは、いや、大変ありがたいな、自分も、あ、こんな質問したのかな、こういうことをやったのかなということで、そういうことはありがたいことでしたけれども、ただ、最新の情報の更新が遅過ぎます。

というのは、後でもやりますけれども、先月のホームページはインフルエンザの注意喚起の情報が入ってございました。そして、それに対する予防接種、予防接種の状況が12月28日までとなっていて、私はそれを見て、あ、今の時期だからインフルエンザが大分流行しているので、大変これはありがたい情報だなと思ってございました。

しかし、更新日が2024年の11月です。それはたまたまだったのかもしれませんが、1年前に更新したのもの。先ほど総務課長が言ったように、留意してやっているんだと言われても、現実に1年前の情報を最新情報ですよというのは、いささかそれはおかしいのではないかと。

それは誰が更新しているんだ、やっていないのかという、そこの犯人探しをする必要はありません。したくもありません。ただ、今月に入ってがらっと変わりました。今の情報が入っています。今のインフルエンザの情報。日にちが11月21日から20日でした。2025年の11月20日から21日に更新がされています。そこで初めて最新情報になった。

そのように1年も情報がなっていないなかったということに関して、重要だと町が考えているということは、どうしても腑に落ちないというわけではないですけれども、重要性を考えているとは到底私は思えない。その点についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

町としましては、ホームページを活用しまして、いかに効果的な情報発信というものを行うかが重要と考えてございます。そのため、タイムリーな情報更新に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） そこを中心にやっていただけることは理解しましたので、今後もやっていただきたいと思っております。

先ほどちょっと言いましたけれども、更新月日を入れることは、私もそう思ってしまっただけですけれども、逆に更新日を入れないほうがいいのかという部分もありましたけれども、逆に入れてしまった、入れているということですから、私も町民の一人ですから、やはり閲覧している住民にも不安が上がっちゃう、閲覧した住民の方が不安になってしまうということになりますけれども、今後ともそれはやっていただきたいと思っております。今後町の魅力を発信していくならば、どういう形でやっているのか分かりませんが、職員に更新をさせるのではなく、業者に委託をして最新情報の更新をやるべきではないのかと思いますけれども、町の見解をお伺いします。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

町のホームページにつきましては、一部業者委託を行っているところでございます。令和4年度におきましては、見やすく親しみのあるデザインへの変更を業者委託により行っているところでございます。

また、情報更新にあたりましては、庁内情報セキュリティ幹事会におきまして研修を行うとともに、古い情報の見直しを呼びかけるなど、継続的な情報更新の体制づくりに努めているところでございます。

そのようなことを踏まえまして、全体的なデザインの変更等につきましては技術的なノウハウを有する専門業者に委託するべきと考えてございますが、情報更新等につきましては特に災害時の避難情報、緊急情報など迅速な対応が求められることなどを踏まえまして、職員による更新が妥当であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 総務課長から、今までのやり方、一部、業者に委託しているんだということと、やはり最新情報に関しては職員からの情報を基にして更新するんだということでしたので、その辺は、最新情報は情報を持っている方が出していたか

ければ更新はできないということになりますけれども、一定の職員というわけではないですけれども、専門知識のある業者に頼むということもありますけれども、業者さんもある程度そういう部分をちゃんと見ていただくようにしていただかないと、やはりホームページを閲覧したらこんなふうにおかしいなというように思われないようにしていただければと。

私からの要望といたしましては、いろんな部分で地域おこし協力隊というような方々が町に対して協力していただいております。やはり地域おこし協力隊の若い世代の感性、先ほどちょっと言いましたけれども、町歩きをして、こんなふうになっているんだというようなものを入れたホームページを作っていただいている。であれば、それをもっとバージョンアップした感じでみなさんに見ていただくということが良いのではないかと考えておりますけれども、町の考え方をお聞かせ願います。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

この地域おこし協力隊の感性を取り入れるということは、町としても重要なことだと考えてございます。どのように町の情報発信に活用できるか、議員ご提案を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（山崎健吉君） 途中でありますが、ここで中断して、13時から再開いたします。

再開は13時です。

（午後0時01分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（山崎健吉君） 再開します。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（山崎健吉君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 午前中に続きまして、引き続きやらせていただきます。

現代社会におきましては、情報をいち早く正しく発信するには、ホームページが一番だと思っております。それは大切なことであり、他町と差別化を図るには魅力発信をしなければならないと思っております。

では、この町に住んでよかったと、満足度を上げる取組はあるのか、町の見解をお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

町におきましては、情報発信ツールとしましてのホームページ、広報紙のほかに各

種ソーシャルネットワーキングサービス、SNSを用いまして、公平性、透明性の高い情報発信、また迅速な情報提供を行うことによりまして、住民の方々の満足度の向上が図られるものと考えているところでございます。

いずれにしましても、町の特徴、特色を生かして、今後とも情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 総務課長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

ホームページに関しては、そういう感じでやっていただきたいなと思っておりまして、それをやるべきだと思っております。

ただ、ホームページだけで終わるのではなくて、町としての受入れ体制とかを、できれば町長の言葉から、ホームページを利用して、この町はこういうふうに変わっていくのだというふうな話が、もしあるのであればいただければと思っておりましたけれども、大丈夫でしょうか。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 通告しておりませんので、それはそれでよろしいです。こういう考えを持っているのだということで、次回はよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

町税収入の現状と安定的な確保策についての質問であります。

令和6年度決算によると、町の税収入は6億9069万円で、前年度より3.7%減少しております。また、自主財源比率は32.6%、三割自治と言われている状態でありますけれども、このような状況を踏まえて、今後の町税収入の安定的に確保するための方向性についてお伺ひしたいと思います。

町税収入の現状と今後の課題について、町としてどのように分析をしているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、直近の令和6年度決算における町税収入は9億6069万円で、前年度比3.7%の減収となっております。この減収は定額減税によります一時的なものです。この10年間を見ますと生産年齢人口が約24%減少し、個人町民税の基盤が縮小していることが確認されております。

町としては、これら課税ベースの恒常的な縮小傾向が国見町の構造的な課題であると認識しております。そこで、人口変動に左右されにくい固定資産税を基幹税源として、適正な課税客体の把握と全ての税目の収納率の維持向上に鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 税務課長、ありがとうございます。

自主財源の議論が進んで、国からの譲与税という税制構造の観点から再度質問させていただきます。

現在、国ではガソリン税の暫定税率の廃止の議論が着々と進んでおる状態であり、暫定税率が廃止されることによりガソリン価格が低下して、私たち町民にとっても喜ばしいところではありますが、町の揮発油譲与税が該当すると考えますが、年間で算出して、どれほどの変動が生じるのかを見込んでいるのか、町はそれを試算しているのか、なおかつ町にどのような影響を与えていくのかをお聞きしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ただいまの地方揮発油譲与税の関係ですが、地方揮発油譲与税の所管は総務課ですが、税制全般に関わるご質問ですので、税務課長がお答えいたします。

まず、暫定税率廃止の試算、それから影響についてのご質問をいただきましたので、まず試算のほうについてご説明いたします。

先日の参議院本会議で、ガソリン税と軽油引取税の暫定税率が年内で廃止になるということが決定したところでございます。このうち軽油引取税は都道府県税ですので、町は直接的には影響はいたしません。

しかし、ガソリン税のほうは地方揮発油譲与税として町に譲与されております。これが、現在1リットル当たり5.2円だったものが、本則税率の4.4円、約15.38%減少するということとなります。この減少幅を直近の令和6年度の決算額で割り返しますと、令和6年度ベースの減収見込額は約217万円、約200万円という試算をしているところでございます。

一方、影響についてでございますが、年額200万円の減ということですが、この金額自体は昨年度決算の歳入決算の0.03%程度です。ということであれば、直ちに町財政に影響があるとは申せませんが、今回の法改正によります国の分と都道府県分の暫定税率廃止の影響額は、全体で1兆5000億円とも言われております。これは真水と言われる一般財源ですので、この真水の減少が、令和8年度の地方財政対策で国がどのように整理してくるのか、具体的には補助金や交付金にも影響してくるのか、引き続きその動向を注視していかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町では、ある程度考えていると。最終的には、その影響が出てくるのは令和8年度以降になるのかなと。そして、令和8年になったらどうなるのかというのは、今の時点では、臆測も何も出てこないのではないかなと思っております。ぜひその辺を注視しながら、続けて見てもらいたいと思っております。

では、個人町民税及び法人町民税の動向についてはどのように変わっているのか、その点についてどのように評価しているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

個人町民税につきましては、先ほども申し上げましたが、生産年齢人口が過去10年間で24%も減少した、その構造的な背景を踏まえますと、急激な所得向上や人口増加は見込みにくいことから、今後とも横ばいから減少傾向で推移するものと分析しております。

また、法人町民税については、今後の企業の活動や景況感に極めて左右されやすい性質のものでありますので、見通しにくい状況ではありますが、こちらも安定的な大きな増収は期待しにくい状況でございます。

したがって、町税の歳入見通しについては、その変動性を十分に考慮しながら、財政の安全性を最優先に、過去の実績に基づき極めて慎重に行う必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、十分にいただいておりますけれども、町民税に限っても、法人町民税に限っても、やはり人口減少という部分がどうしても重なっているというか、その部分を中心だと思っております。今後とも人口減少は避けられない、これは、国見町だけではなくて、日本全国の問題でありますので、その辺は十分しなければならないと思っております。

しかし、慎重な収入を維持、確保していかなければなりませんので、方針に沿って続けていただきたいと思っております。

では、固定資産税を中心とする税収構造の偏りをどのように認識しているのか、その点について深く考えていきたいと思っておりますので、その点についてお伺いします。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

固定資産税が町税全体の約5割を占めております現在の町税の構造ですが、固定資産税は景気の変動に左右されにくいことから、結果して財政基盤の安定性が担保できているものと認識しております。

一方で、この構造は、既存の固定資産の維持と管理が税収に大きく影響するという、ある意味、固定資産特有のリスクを抱えております。特に近年増加しております老朽家屋や空き家については、相続する方が複数いたり、管理する方が町外にお住まいになっていたり、そういった理由から適正管理の困難化や所有者不明の進行が続くということで、それは町内の固定資産にとって資産価値の低下、ひいては課税ベースの縮小に直結する喫緊の課題となっております。

令和9年度に控えております評価替えは、これら評価水準と実態との乖離を是正する重要な機会でございますが、建物の老朽化の進展や市場価格の変動によっては、税収が想定以上に減少に転じる可能性がありますので、町としては適切な課税評価を進めるため、準備に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。

リスクを最小化する準備を進めているということでございますけれども、具体的にどのような進めを考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

評価替えにつきましては、県の都道府県ごとにごございます不動産鑑定士協会、それから地元の不動産鑑定士と既に準備を進めているところでございます。相当数の評価の場所がございますので、遺漏なきよう事務を進めてまいっているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） では、引き続きよろしく申し上げます。

次に、地籍調査終了後における固定資産税の安定的な確保策はあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） 地籍調査完了後における固定資産税の安定的な確保策ということでございますが、地籍調査完了後、既に一定期間が経過しておりますので、引き続き地籍情報を維持するために課税客体の適正な管理を推進してまいります。特に近年では、相続等により固定資産税を負担すべき方が不明確になることが最も課税の公平性を損なう最大の原因となりますので、その場合は相続人を丹念に調査しまして、税を負担すべき方を特定しております。

また、法改正によりまして、所有者が不明の場合の固定資産については、使用している方を所有者とみなして課税することが可能となりましたので、この制度も適切に活用して課税の公平性を確保してまいります。

いずれにしましても、次期評価替えに向けて、法令に基づき客観的かつ適正な評価を徹底し、評価水準と実態との乖離を最小限に抑えることで、税収の急激な変動を避けるための準備に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） こまめなご説明ありがとうございます。

そこで、再度質問なんですけれども、先ほども出ていますけれども、課税の公平性を確保すると。皆さんに均等に課税をするということで、相続人の調査をして公平的にやっていくということで、相続人の調査は必要であるということでありまして、相続人の不明ということで、先ほどちょっと言っておるのですけれども、もうちょっと詳しくということで、相続人不明の場合の対応策はどのようにあるのか、もう一度お伺いします。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

相続人の調査でございますが、基本的には戸籍によって調査してまいります。税法上、相続する相手を調査する権限がございますので、与えられた権限の範囲で相続人の方を特定し、その方に課税の通知を行う。あとは、親族の方でどなたが最終的な相続者になるのか決定をしていただくという形の流れになっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） やっぱり不公平性を受けないように、相続者が不明になった場合のときは、徹底的にという言葉は悪いのですけれども、やはり不公平性をなくすには、そこまで強く調べなくてはならないのかと思いますので、そうなった場合は極力よろしくお願いたします。

次の質問をします。

個人町民税に依存しない税源確保策はどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、人口減少に伴いまして個人町民税の自然増が困難ということをお申しましたが、町民税に依存しない税源確保策としては、新たな税源の確保も一つの方策と考えられます。ただ一方、新たな税の導入には、住民の皆様からの十分な理解と合意を得るための丁寧かつ慎重な議論が必要でございます。現在のところ、町ではこのような議論は行われておりませんので、例えば、都市計画税などを新たに課税するようなことは検討しておりません。しかし、もし将来、新税の導入が必要となった際は、住民合意を得るために丁寧な議論が最優先されるものと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、課長からの新たな税金の賦課を当面は考えていないということなんですけれども、やはりいずれかは何か、そういう部分で頂かざるを得ないという状況になるかもしれません。今後どういう場合に新税の課税が行われるのかを伺いたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） お答えいたします。

例えば、先ほど都市計画税について触れましたが、例えば将来、市街化区域で大規模な都市整備事業が行われる場合や下水道の埋設管の大規模な敷設替えとか、そういった都市整備事業などが計画されて実行される場合には、都市計画税ということも検討の可能性はあろうかと思いますが、その検討をする際には、事業の必要性であったり、緊急度であったり、総合的な調整のもと、慎重に検討が行われるものと思われま

ほかに、町税には入湯税の規定がございますが、まだ温泉施設がございませんので賦課することはできないということでございます。

そのように、様々な総合的な調整後に検討されるものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、課長からは当面の可能性、可能性ですからね、あれですけれども、もし新税が導入されると、賦課されるとなった場合に、全町民に対してやはり丁寧に、どういうための税金なのか、何に使われる税金を集めるのだということをしつかりとご説明し、やはり、それをしないで、ただ、やりますからね、はい、そうですかというわけにはいきませんので、万が一のことも考えて、今後もまちづくりを進めていくわけで、今後とも議論していかなければならないのではないかなと思っております。

では、優遇税制の適用を受けた件数について、現在まで何件くらいあるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 税務課長。

税務課長（安藤充輝君） 優遇税制とのことでございますが、町で現在、税の特別措置条例によって、企業誘致が行われた場合あるいは企業による新たな投資が行われた場合に優遇措置がそれぞれ行われているものでございますが、数ということでございますが、現在のところは、町特別措置条例第3条、いわゆる過疎地域持続的発展計画に基づく申請は1件ございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。

では、企業にとってはやっぱり市町村と違った、ほかの市町村とは違った優遇助成があるということをもっとアピールをして、やっぱり企業誘致の一助になってほしいなと思っております。

最後に、高齢化が進む中で、収納率の維持向上に向けた町独自の取組をどのように進めているのかお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（山崎健吉君） 副町長。

副町長（鈴木伴承君） お答えします。

町の収納率については高い水準を維持しておりますので、引き続き高齢化や単身世帯の増加による滞納リスクの増大に対し、徴収の公平性と納税者の状況に配慮した対応の両立を目指した取組を進めてまいります。

徴収の体制の強化については、納税者の利便性を高める電子納付や口座振替を一層推進するほか、滞納発生時の早期また段階的な督促体制と滞納処分の厳正な実施により、徴収の公平性を確保してまいります。

また、町独自の取組として、私が本部長を務めます債権管理本部を活用し、税制部門をはじめ他の徴収部門、福祉部門との横断的な連携を図り、徴収実効性の向上を図

ってまいります。

さらに、固定資産税の納税者が抱える土地の相続や利活用などの課題に対しては、福島県不動産鑑定士協会との包括連携協定に基づき、先日開催しました不動産相談会の定期化など、納税環境の整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 副町長、ありがとうございます。

副町長が中心となって進めていくということなので、大変ありがたいなど。あわせて、県との太いパイプがありますので、こういう持続的なことを今後とも中心に頑張っていたらと思っております。

最後になりますけれども、人口減少による、今までずっとしゃべっておりますように税収減少、生産年齢人口の激減は重大な課題であります。町の福祉向上のため、税収を上げるために、まちづくりを進める上でも、先ほど同僚議員も言って、大分町長のほうにお願いしておりますけれども、企業誘致もやはり本気で取り組まなければならないのではないかなと思っております。その点については、住民からも多く意見が出ております。十分に検討しながら、今後もまちづくりを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を……あれ、町長からの意見というのはあったのですか。では、できればその部分の関係、町長からもお願いします。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） 今後の町税確保に関する目標及び方針をどのように考えているかというお質しかと思っておりますが、これまで議論を深めてきましたとおり、町では、将来にわたって持続可能な財政運営を支えるため、町税、特に固定資産税を軸とした安定した税源の維持確保を図るべく、今後とも取り組んでまいります。

加えて、税務行政のデジタル化を進めることで課税情報をより正確に把握し、課税漏れを防ぐ体制づくりを強化し、公平な税負担の確保につなげてまいります。

また、将来の財政見通しを立てる際には、税収や課税ベースの状況を慎重に検討しながら町政運営を進めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 大変申し訳ございません。町長からも答弁いただきまして、ありがとうございます。やはり先ほども申しましたけれども、今後のまちづくりを考える上で、今後とも引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎健吉君） 次に、7番八巻喜治郎君。

（7番八巻喜治郎君 登壇）

7番（八巻喜治郎君） さきに通告してあるとおり、質問をいたします。

未来につながるまちづくりについてであります。

少子高齢化に伴い、人口減少が進んでおります。国見町も、過疎指定により、将来において町としての存続さえ危ぶまれる懸念があります。未来に向けて国見町が生き残るためには、今後の町の方針と施策が非常に重要になります。

福島県においては、消滅可能性自治体と言われる自治体は33市町村あります。消滅可能性自治体とは、少子高齢化と人口減少が続き、将来的に自治体としての存続が危ぶまれる市町村のことを指しております。国見町はその中に含まれております。

また、福島県の中で消滅可能性自治体に該当しなかった自治体は6町村あります。意外だと思われそうですが、矢吹町、ここは転入者が転出者を上回っております。磐梯町、柳津町、中島村、湯川村、昭和村であります。それらの市町村に共通している点は、徹底した子育てで世代に選ばれるまちづくりであります。どこの自治体でも子育て世代に対する支援と補助は行っておりますが、支援の内容が違います。他の市町村よりも徹底した子育て支援、移住促進、子育て、子どもを育てることに安心感と喜びを感じる環境づくりの実践であります。

現在の国見町の子育て世代への支援及び人口減少対策の取組などについて伺います。

まず初めに、子育てにおける負担軽減策として今年度より保育料の半額補助が始まったが、全額補助にする計画はないのか伺います。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） 7番八巻議員のご質問にお答えいたします。

保育料の無償化につきましては、子育て世代の経済的負担感が依然と大きく、経済的負担の軽減のみならず、出生率の向上や定住促進、子育てしやすい地域づくりに寄与するものと考えます。よって、保育料の負担軽減に向けて今後検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ただいま町としての回答をいただき、ありがとうございます。

若い世代の子どもへの経済的負担は非常に大きく、非常に厳しい状況にあります。国見町の子育て支援策は、妊娠から出産まで様々な支援が行われていますが、他の市町村でも同様の支援策を実施しております。そこで差別化するには、若い世代から注目される施策でなければなりません。そういった意味で、保育料の全額無償を求めているのです。

また、子育て世代の親は、第2子目や第3子目を産むかどうか、育児資金、教育資金などの経済的負担を考えてすごく悩みます。だからこそ子育て世代の保護者の負担を軽減して、国見町に住み続けてくれる、若者たちが子を産み、安心して子育てができる町にすべきです。

したがって、関連質問となりますが、第2子目以降の保育料の完全無償化も検討すべきだと思えますが、考えを伺います。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） ご質問にお答えいたします。

小学校就学前の子どもが2人以上いる場合は、もともと2人目は半額、3人目は無

償となっております。今年度から2人目はさらに半額となっているところでございます。お質しの2人目についても負担軽減を検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 回答ありがとうございます。

伊達郡川俣町は、今年度より全額無償化を実施しております。柳津町、中島村、湯川村も既に実施しております。

次に移ります。

国見町の若者への移住促進の取組についてお伺いします。

議長（山崎健吉君） 企画調整課長。

企画調整課長（佐藤智昭君） お答えします。

想定を超える速さで人口減少が進んでいることから、子育て世代を中心に国見町への移住、定住者を増やす取組は大変重要になってまいります。まずは結婚、出産、子育てに伴う経済的負担の軽減、子育てと仕事の両立を前提とした柔軟な働き方の定着など、子育て世代が安心して家庭を築ける環境づくりに取り組んできました。

第1に、結婚、妊娠、出産、乳幼児の時期として結婚新生活支援金、不妊治療の助成、出産子育て祝い金、子ども医療費の助成、保育料の半額軽減、屋内遊び場の整備など、第2に、小中学校の時期として入園・入学祝い金、給食費全額無償、公営塾をはじめとした学習支援、図書活動など、第3に、若い世代に対して移住支援金、住宅取得や空き家改修の補助金、奨学金返還支援金、子育て支援住宅の整備、起業家への駅前アカリ、大坂オフィスのリノベーション事業、地域おこし協力隊制度の活用、新規就農者の確保と育成支援、以上の取組などを進めてまいりました。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

国見ニュータウンの子育て住宅、駅前のアカリ、大坂団地にあるリノベーション住宅などの取組の件もありますが、それらは現在どのような状況なのか、また今後の計画について町としてどう考えているのか、重ねてお伺いします。

議長（山崎健吉君） 企画調整課長。

企画調整課長（佐藤智昭君） お答えをいたします。

国見ニュータウンの子育て支援住宅あるいは駅前のアカリ、そして大坂の町営住宅のリノベーション事業、いずれについても現在は入居者がいるなど順調に推移しているものと考えてございます。

なお、今後の取組予定になるかと思いますが、現在町で第6次総合計画の中間見直し、さらには次期過疎計画の策定、以上の取組を進めております。

その中で若者の移住に向けた今後の取組では、子育て世帯向けの住宅の供給を計画してございます。また、藤田駅前のアカリや山崎大坂のチャレンジオフィスのような既存の建物を大規模改修することで新たな付加価値をつけるリノベーション事業、こ

ういったものについても、条件が整った建物が今後発生した場合には積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。これらの事業を計画的に取り組むことにより、移住定住や関係人口の増加につなげてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 回答ありがとうございます。

なぜ、住宅についてお伺いしたのか。居住区や住居の整備を進めておかなければ、国見町を選んだせつかくの移住者が、将来自宅を建設するために他の市町村へ再び転出する、そういった結果を招きかねません。また、そうすることは、魅力ある国見町をつくり、住民の町外への流出を抑止する効果が期待されます。

次に移ります。

農業問題になります。町の基幹産業である農業に対する取組についてであります。

農業従事者の高齢化が進行していますが、国見町における農業従事者の平均年齢は何歳なのか伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

基幹的農業従事者ということになりますが、2015年の調査では67.8歳となっております。また、2020年の調査では69.6歳となっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

国見町の農業従事者の平均年齢がかなり高齢化しているということで、今後の当町の基幹産業である農業に大きく影響すると考えられます。

次の質問です。

農業従事者の高齢化により農業を続けることが難しくなり、耕作放棄地が増加すると思うが、町としての対策について伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、農業委員や農地利用最適化推進員の協力によりまして、農地の集積や担い手の確保を進め、耕作放棄地の減少に取り組んでおります。

また、県の事業であります遊休農地等再生対策事業の活用などを推進し、農地の再利用を促進していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 回答ありがとうございます。

耕作放棄地を、担当部署は分かっていると思いますが、農地中間管理機構、農地バンクに貸し出すと。そして、利用されない農地を他の農家が貸借して活用する。耕作が再開されれば、農地の有効活用になります。また、国や県、町が進める農地の集積、

集約化を図り、意欲のある若い農業経営者に規模拡大などを進めることができ、よいことではないかと思えます。特に農地の集積、集約化においては、各地域の認定農業者との連絡を密にして意思の疎通を図っていただきたい。

次に移ります。

農業の新規後継者の育成などについて、町の考えを伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、くにみ農業ビジネス訓練所を核とした新規就農者の育成、地域おこし協力隊制度を利用したモモ栽培農家の育成などを現在実施しております。

また、農業関係の各補助、支援の充実、新規就農者の組織の活用、JAふくしま未来との連携などにも取り組んでいるところでございます。

今後も新規就農者の確保を最優先の課題と捉えまして各関係機関と連携し、新規就農者の育成と確保を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

当国見町には農業ビジネス訓練所があります。そういった意味でも、基幹産業である農業を守らなければなりません。農業の新規後継者の育成は重要であります。

次に移ります。

農業資材の高騰、農業機械の購入に対する補助などを伺います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、農業経営経費の負担を軽減させるため、防除費用や農業用機械導入の補助を実施しております。

引き続き農業従事者の意見等を聴取いたしまして、必要とされる農業の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

現在の農業経営では、作業の効率化を図るためには農業機械の購入や導入は欠かせません。新規農業者や若い農業経営者の経営改善や規模拡大、またスマート農業などを行う上で、農業機械化は重要です。

しかし、農業機械の価格は非常に高く、設備投資が負担となります。今後、農業従事者の確保のためにも補助や助成が必要なのです。

結びに、国見町の住民の皆様の日々の生活が、安心して住みよい環境の町であるよう、私は活動していきます。

これで私の質問を終わります。

議長（山崎健吉君） 次に、11番佐藤定男君。

(1 1 番佐藤定男君 登壇)

1 1 番 (佐藤定男君) さきに通告した内容に従い、一般質問を行います。

村上町長が新しく国見町の町長に就任し、1年が経過いたしました。様々なご苦勞があったとお察しいたします。1年を振り返るとともに、今後のお考えについてお伺いいたします。

まず、1年を振り返り、率直な考え、お気持ちを伺いいたします。

議長 (山崎健吉君) 町長。

町長 (村上利通君) 1 1 番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

私は、長く県職員としての立場から郷土のため働いてきました。そして、昨年11月、町長という重責を担い、多くの町民の皆様の期待を胸に、まずはこれまで失われた町政の信頼回復と、地域の誇りと未来をともにみんなが主役の地域づくりを基本理念としまして、町民と約束したまちづくりの5つの目標の実現のための基礎づくりに注力した1年だったというのが率直な思いでございます。

以上、答弁とします。

議長 (山崎健吉君) 佐藤定男君。

1 1 番 (佐藤定男君) 救急車問題や情報公開の裁判等の対応で、通常業務以外でのご苦勞があったかと思えます。

村上町長が就任してから新たに実施した新規事業の内容について伺いいたします。

議長 (山崎健吉君) 町長。

町長 (村上利通君) お答えいたします。

令和7年度新規事業を述べさせていただきます。1つ目は後期高齢者人間ドック助成の新設、2つ目は66歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチンの定期予防接種、3つ目は子育て世帯向け住宅基本構想、4つ目は子育て応援として保育料半額軽減、5つ目は学校施設等照明LED化事業、6つ目は農業振興事業として移住就農等支援、水田病害虫防除補助、農地渇水高温対策補助の導入等、7つ目は空き家の有効活用等を図るための実態調査と計画策定をそれぞれ行っております。

以上、答弁とします。

議長 (山崎健吉君) 佐藤定男君。

1 1 番 (佐藤定男君) 今、新規事業の内容をお聞かせいただきました。その中で、これらの事業のいわゆる財源ですね。過疎債とかを使ってやった事業はあるのでしょうか、お聞きします。

議長 (山崎健吉君) 総務課長。

総務課長 (村上幸平君) お答えいたします。

先ほど町長が答弁しました事業に対する過疎債を充当した事業はございません。

なお、現在、次期過疎計画の策定を図っているところですから、新規事業につきましてはこの計画に位置づけまして、今後、積極的な過疎債の活用を図っていきたくと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 国見町が過疎指定となって、その維持のために有利な過疎債が利用できることになっていたかと思うのですが、今、事業の内容を聞いて、過疎債は使わなかったということでございます。これは何か条件が合わなかったとか、そういう理由が何かあるのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

この過疎債を充当しなかったという理由につきましては、当初に策定した過疎計画に対する位置づけというものがなかったということでございますので、それらを含めて、現在過疎計画の見直しを図っているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） この実績とは別に、行政執行において町長として思うようにできなかった点、失礼な言い方ですが、反省点は何かあるかお聞かせいただければと思います。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私自身、反省点というよりも、町政のそれぞれの課題が見えてきたというのが率直な思いでございます。それを踏まえまして、今後さらに町民の負託に応えられるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 村上町政の2年目がスタートいたしました。2年目以降の方針、思いを伺いたいと思います。

まず令和8年度、間もなく3か月以降なんですけど、来年度中までに成し遂げたいことは何かありますでしょうか、お伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたけれども、今年度におきましては、目標実現のための基礎づくりをしてきたということをお申し上げしましたが、来年度中においては、さらにそれを進めまして、まだ動き出していない部分につきましても前に進めていくということで、まずは認定こども園のロードマップの作成と、そのほか残された公約に掲げた計画について、検討をさらに前に進めてまいりたいと考えております。それらの推進によりまして、来年度はより機動的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 新しい事業といたしまして駅前地区の整備、そして、町長の公約にもありましたまちの駅をつくるというのがありました。これらについては町民の望

んでいることかとは思いますが、この実現に向けての見通し、お考えをお聞かせください。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

J R 藤田駅のロータリー整備につきましては、現在、実施設計業務の中で、ロータリーの形状であったり、前面町道の線形の検討を進めてございます。また、これに並行いたしまして、J R や警察などの関係機関と整備の際の手續や課題等について協議を進めているところです。

これらも踏まえた中で、おおむねの形状が見えつつあるといった状況でございますが、今後、議会や町民の方々にご説明をする機会を設けたいと考えてございます。そして、これと併せまして、整備に係る国庫補助金などの財源の確保などについても、現在国や県と協議を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） ただいま駅前整備の件についてはご説明をいただきました。

もう一つのまちの駅ということで、町長も公約として掲げておられました。なかなかハード面で難しい点はあるかと思うのですけれども、これに対する町長の頭の中でイメージとか、どのようなイメージを持ってお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

まちの駅の具体的なイメージについてのお質しですけれども、町なかの商店街の中の空き店舗を活用しまして、様々な人々が集まれるような、そういった情報交換ができるような、そういった拠点をつくっていくというイメージでございますが、その機能、設置場所等につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） ハード面はお金も時間もかかるかと思えます。一步一步実現に向けて進めてほしいと思えます。

次の質問に参ります。

町長は、町民との対話を重視して町民意見箱を設置しております。利用、活用について、令和7年度の意見件数とその対応についてお伺いします。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しの町民意見箱につきましては、まず町政全般にわたる意見を伺いまして、町政に反映させることを目的としまして、現在役場庁舎と観月台文化センターに設置しまして、身近な生活問題からまちづくりに対する思いなど様々なご意見というものをいただいているところでございます。

実績でございますが、これまでいただきました件数でございますが、17件でござ

ございます。いただいたご意見の内容によりまして、担当各課へ情報の共有を図っております。そして、その対応策を検討するとともに、意見に対する町からの回答を希望される方につきましては随時回答を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 意見箱というのは、町民からの一方的なご意見になると思われませんが、それとは別に、直接対話を望むという町民の声もあります。町長は後援会主催の報告会を実施されていたかと思えますけれども、町主催の町民懇談会、これは名称は別として、町民と直接的に対話をするという、そういう会を開催するお考えはないでしょうか、お聞きします。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

これまで各種団体との懇談会での対話や、さらに説明会開催等に合わせた意見交換を実施してまいりました。

議員お質しの定期的な開催については、懇談会等が単なる質疑応答や意見、要望聴取だけの場合にとどまらず、町民と行政が対等の立場で知恵を出し合い、ともに課題解決に取り組む対話協働型への転換も重要であるということと考えております。

議員のご意見を真摯に受け止めまして、町政に反映させるための町民の声を聴く機会をさらに増やしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 今のご答弁の確認なのですが、今までのいわゆる町民との説明会とか、各種団体との意見交換とか、そういうのとは別に、一般町民とフリーな立場でのお互いの対話を通じて意思の疎通を図ると、そういうことでよろしいですか。

議長（山崎健吉君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

町民全般というか、全体という意味での開催も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（山崎健吉君） 佐藤定男君。

1 1 番（佐藤定男君） 開催方法については町のほうにお任せするといいたしまして、ぜひ町民の生の声を聴いて、行政執行に役立てていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（山崎健吉君） ここで暫時休憩します。14時15分まで休憩いたします。

(午後2時05分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（山崎健吉君） 再開します。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

議長（山崎健吉君） 最後に、10番小林聖治君。

（10番小林聖治君 登壇）

10番（小林聖治君） 令和7年第4回国見町議会定例会12月会議にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

今回の保育所給食業務委託では、40か月で5198万円という提案上限額が設定されております。しかし、仕様書を見ると、受託者には、資格者配置、検便や定期検診費用、クリーニング費など多くの費用負担が課せられています。この金額で持続的に業務を遂行できるのか、以下質問いたします。

提案上限額の算定根拠、試算方法はどのように決定したのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） 11番小林議員のご質問にお答えいたします。

上限額は、令和7年12月から令和11年3月までの40か月分の積算額を基礎にしています。令和7年、8年度の入札参加有資格者名簿に登載され、かつ給食業務を行う事業者を抽出、8社に対して市場調査を実施し、うち4社より回答があり、4社の見積りを参考に上限額を設定しています。

設計書には、人件費、諸手当、法定福利費、衛生費、運営経費が全ての項目別に明示されており、これを積算する形で算出しています。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

人件費、検便・検診費、衛生管理費、防鼠防虫費など、受託者負担分をどの程度見込んでいるのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書の「経費分担表」に明確に区分されておりまして、人件費、検便・健診、クリーニング費、研修費などは受託者負担と定義されており、調理に係る人件費が大半を占めます。また、設計書にも衛生費、保健衛生費、福利厚生費が明確に積算されており、設計書は仕様書と整合しております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

では、次の質問に入ります。

上限額の設定に際して、同規模自治体や過去実績との比較を行ったのかお伺いいた

します。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

同規模自治体とは、給食業務の形態が違うため比較することが困難でしたので、複数の業者から見積りを徴取して比較をしております。

過去の実績との比較は行っておりますが、昨今の人件費の上昇等により増加しております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） では、次の質問に入ります。

仕様書で求められている義務と上限額の水準が適合しているかどうか、どのように検証したのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書には、業務責任者の資格要件、調理従事者の人数、検食、保存食、衛生基準、行事食、アレルギー対応、研修、会議参加など多数の義務が明記されております。これらを1つずつ積算したものが設計書でありまして、上限額は、仕様書から設計書、そして上限額と、一貫した構造の中で設定されております。そのため適正な積算により妥当な金額となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） というと、全てそういう費用の積算がその上限額ということでしょうか。

では、次の質問に入ります。

仕様書では、献立作成や栄養管理は町の栄養士が指導するとされております。一方、プロポーザルでは、事業者の食育方針や活動への関与が評価項目となっております。

そこで、プロポーザルの評価項目に食育方針を入れた理由は何かお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育長。

教育長（石幡良子君） お答えいたします。

乳幼児期から食事を楽しみ、食べ物に関心を持つことは、食育の基盤をつくる上で大切なことなので、プロポーザル実施要領では乳幼児期の食育の重要性を踏まえた考え方を評価項目に明示しています。

なお、保育所給食は保育の一環であり、食育基本法、保育所保育指針でも求められているため、合理的かつ必須の評価項目となっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 子どもたちにとって食育はとても重要なことであると私も思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問です。

食中毒や誤食の事故発生時、最終責任は町と受託者のどちらが負うのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

最終的には委託者である町が責任を負うものと考えますが、仕様書において、受託者には衛生管理義務、検便・検診、保存食、緊急対応などが明確に課されています。事故が起きた際には、原因者、義務履行状況、過失の有無をもとに、契約書に沿って責任を明確にしています。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

では、次の質問です。

仕様書には「専用休憩室を設けない」と記載されており、調理員は保育所の事務室を使用するとされています。さらに、業務責任者や従事者は原則40か月継続勤務とされており、人材確保や労働環境に強い制約が課されていると思われま

す。そこで、調理従事者に専用休憩室を用意しないことについて、労働基準監督署や専門機関に相談したのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書に専用休憩室の確保は前提としないと明記されておりまして、事務室を使用する運用が規定されております。労働基準法では休憩時間の確保が要件でありまして、専用の休憩室の設置までは要求していないため、法令解釈上も問題ないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） では、ちょっと再質問いたします。

労働安全衛生規則630条第11号では、炊事従業員専用の休憩室及び便所を設けることと規定されております。

そこで、労働安全衛生規則630条への適合性をどう判断しているのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

食堂と炊事場は区別をしております。さらに専用のトイレについても、私自身確認しておりますが、しっかりと確保している状況で、ここには抵触しないと思います。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） この専用トイレというのは、確実にトイレは設置してあるという

ことよろしいですか。もう一度お願いします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

従業員の専用のトイレがしっかりと設置しております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

業務責任者や従事者が退職した場合の代替要員の確保策を具体的にどのように定めているのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書により業務責任者・従事者は原則委託期間中、継続勤務とされ、退職時には代理配置が必須となっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） これも再質問いたします。

仕様書には、業務責任者は原則として委託期間中、継続して勤務することとありますが、このことは業務責任者の途中交代を禁止する趣旨なのかお伺いします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

今ほど答弁したとおり、給食を安定して提供するため、業務責任者の途中交代を禁止するものではございません。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

人材不足による契約不履行時に、町はどのようなリスク管理措置を取るのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書には立入検査、改善要求、契約解除など町の権限と手続が規定されており、町は段階的に是正措置を取るようになります。

前の質問で答弁したとおり、人材不足にならないようしっかりと確認していきます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

公募型プロポーザルは、広く事業者から提案を募り、最も適切な業者を選定する手法であります。

しかし、今回の実施要領では、参加資格として県内または近県に拠点があり、2時間以内で到着可能と条件を課し、参加のハードルが高い印象です。参加資格を県内または近県に拠点、2時間以内到着とした根拠は何かお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

県内または近県、2時間以内到着は、公募型プロポーザル実施要領に明記された要件であります。

衛生事故やアレルギー事故など即応性が求められる業務特性に基づいております。公平性と緊急性の両面から標準的かつ合理的な設定と考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 先ほどの要件で、排除される事業者数の見込みというのは把握しているのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

参加要件は「県内または近県」の広い範囲に設定しており、給食業務を行える事業者で、町の令和7年、令和8年度の入札参加資格者名簿に登載されている業者は、いずれも本要件を満たしております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それでは、最後の質問になります。

契約における費用負担分を見ると、食材費は町負担で、人件費や検便費用は受託者負担とされており、分担の仕組みが複雑に見えます。給食業務の委託によってサービスの安全性、質が向上すると町は考えているようですが、その評価について、町はどのように説明責任を果たそうとしているのかお伺いいたします。

議長（山崎健吉君） 教育総務課長。

教育総務課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

仕様書には、大量調理施設衛生管理マニュアル準拠、アレルギー対応の厳格運用、研修の義務化、行事食、食育活動の詳細が規定されており、専門性の高い体制が確保されております。

町では、検食、保存食、立入検査、保護者への情報提供を通じて、透明性を担保しながら説明責任を果たしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 私は、この保育所給食事業について、子どもたちのために安心安全をどう担保するのか、町の行う事業として公平性と透明性をいかに確保していくの

かが重要であると考えております。

将来の認定こども園の整備の際には、さらにそういった点を重要視されて取り組まれることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（山崎健吉君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（山崎健吉君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明後日5日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後2時34分）

第 3 日

令和7年第4回国見町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第63号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第64号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第65号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第66号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第67号 国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第69号 令和7年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第70号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第71号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第72号 令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第73号 令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第74号 令和7年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第75号 令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 常任委員長報告
陳情第 8号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書
(追加日程)
- 第15 発議第12号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書
- 第16 議員の派遣について

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 （欠番）
4番 （欠番）	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宍戸武志君	9番 （欠番）
10番 小林聖治君	11番 佐藤定男君	12番 渡辺勝弘君
13番 松浦常雄君	14番 山崎健吉君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	村上利通君	副 町 長	鈴木伴承君
教 育 長	石幡良子君	総 務 課 長	村上幸平君
企画調整課長	佐藤智昭君	税 務 課 長	安藤充輝君
住民防災課長	榊 英則君	ほけん課長	大勝晴美君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大勝宏二君
建 設 課 長	中條伸喜君	上下水道課長	佐藤温史君
会計管理者兼 会計課長	渡邊和巳君	教育次長兼 教育総務課長	宍戸浩寿君
教育施設課長	佐藤智宏君	生涯学習課長	小野笑子君
代表監督委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	実沢隆之君	書 記	豊野好洋君
書 記	野村康宏君	書 記	村上正幸君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（山崎健吉君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（山崎健吉君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第63号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第1、議案第63号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第63号、国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第64号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第2、議案第64号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第64号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。
これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。
したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第65号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第3、議案第65号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。
本議案について説明を求めます。
総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第65号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。
（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。
これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。
したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第66号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第4、議案第66号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第66号、国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第67号 国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第5、議案第67号「国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

本案件について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） 議案第67号、国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第68号 工事請負契約の締結について

議長（山崎健吉君） 日程第6、議案第68号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 議案第68号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 再度、ちょっと説明してください。

当初予算には、第1サスペンションライトLED化という事業名はないのですが、またこの名称違う事業で行うんでしょうか。どの予算になっているのかお示してください。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

今回の工事の予算につきましては、令和7年度の9月補正予算にてお認めいただきました第1サスペンションライトの改修工事、予算額5720万円の予算によるものとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） では、改めて聞きます。

これ、約5000万円の契約なんですけれども、入札ではなくて随意契約にした理由をお聞かせください。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

この工事は、舞台照明設備の特殊な機器のLED化改修工事となります。こういった工事を施工できる事業者は限定され、かつ観月台文化センターホールの照明設備の状況に精通した者に施工させる必要がありますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、契約の内容が競争入札に適さないため随意契約とするものです。

なお、観月台文化センターホール内の照明設備につきましては、建設時に東芝製の設備を導入、東芝ライテック株式会社が施工をしております。また、建設当初より継続しまして東芝ライテック株式会社が年次の保守点検を行い、ホール内の照明設備を熟知しているところです。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 今、説明を伺いましたが、シーリングライトのLED化も行っていきますよね。これも随意契約なんですね。同じ東芝ライテック、4180万円。今年の4月30日にお支払いが済んでいるみたいですね。その前が、ホール棟の照明LED化、これは令和6年2月13日、こちらは入札を行っているんですね。6月21日に支払っています。一連のこのLED化というのは、令和5年度当初予算の2億140万円、この予算で動いていると思うんですけども、その辺、もう一度ご説明いただけますか。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

ホール内照明のLED化改修工事につきましては、5年計画と先ほどお伝えしました部分につきましては、第1期目が令和5年度の予算ということで繰越事業になっておりますが、そのときに、議員お質しのとおり、シーリングライトということで客席上のライトの改修工事をしております。その後、令和6年度の予算におきまして、こちらも繰越しとなっておりますが、ホリゾンライト、舞台上の照明の改修工事を実施しております。

今回提出させていただきました工事請負につきましては、第3期の工事となりまして、令和7年度の9月補正予算でお認めいただきました第1サスペンションライトの改修工事となります。その前のホール棟の照明につきましては、ホール内の特殊な照明ではなくホール内の一般の照明の改修工事になりましたので、そちらはセンター棟の照明のLED化改修工事と併せまして入札に付しまして、改修をしたところとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 先ほどから特殊特殊という言葉が出てくるんですけども、このホールの照明というのは、そんなに、東芝さんでしかできないような機器が入っているというんですかね。ほかの業者さんはできない、だから随意契約にしたということなんでしょうけれども、入札というのは全然考えていないんでしょうかね。金額が金額なのでお聞かせください。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、LED化改修の機器につきましては、東芝製の機器に限られるものではありませんが、先ほど来ちょっとお話しさせていただいているとおり、舞台照明の設備につきましては、なかなか製造されておらず特殊な機器となっております。ですので、東芝製でない機器を導入する際には、照明を稼働させる基幹システムが東芝製となっておりますため、そのほか、接続し互換性を担保するための機材などの導入や設置が必要とされますので、工事請負金額が増加することとなります。そのため、入札には適さない契約内容となりますので随意契約とさせていただいたものです。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 理由は分かりましたけれども、であれば、次回から、補正予算でも当初予算でもいいですけれども、こういう機器、今、東芝さんではないものにするとお金がかかるから東芝にしましたよというものを、ちゃんと数字で明確に比較したものの、こういったものを出して、ではこれは随意にします、やはりこれは入札にしますというのを今後は説明してください。今後でいいです。

もう一度、令和 5 年度当初予算の 2 億円、これどこまで進んでいて何が残っているのか、補正で出さなくちゃならないような内容がまだあるのか、その辺はご説明できますか。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

令和 5 年度の予算につきましては、全て工事のほうは終了をさせていただいております。今後、LED 化工事に必要なものとしましては、残り第 4 期、第 5 期の部分で、ホールの舞台照明のライトの改修を予定しております。そちらにつきましては、観月台文化センターホールの第 2 サスペンションライトの改修工事、第 5 期につきましては、観月台文化センターホールのフロントサイドライト、音響板、天板ライト等の改修工事を見込んでいるところです。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、今答弁いただいた内容も含めて、令和 5 年度から、こういう工事、何期目がこういう工事でこういう金額だったというのは、書面で、後ほどで結構ですけれども、提出することは可能でしょうか。

議長（山崎健吉君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

後ほど提出をさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、課長、すみませんが今後の計画も含めて出してください。よろしくをお願いします。

議長（山崎健吉君） そのほか質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 8 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第69号 令和7年度国見町一般会計補正予算(第4号)

議長(山崎健吉君) 日程第7、議案第69号「令和7年度国見町一般会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(村上幸平君) 議案第69号、令和7年度国見町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(山崎健吉君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番佐藤定男君。

11番(佐藤定男君) 総務課長にお聞きします。

12款公債費1億4900万円です。大変大きな金額ですが、これは町の歳入歳出の決算において剰余金が発生した場合、その半分は基金積立であるいは町債の返済に充てなくてはいけないというルールがあるかと思いますが、あえて基金積立ではなくて町債の返済に充てた理由をお聞かせください。

議長(山崎健吉君) 総務課長。

総務課長(村上幸平君) 佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

お質しの繰上償還の件につきましては、まず、公債費の繰上償還につきましては、地方財政法第7条によりまして、議員お質しのとおり、繰越金の2分の1以上を基金もしくは地方債の繰上償還に充てるのが義務づけられております。なぜ繰上償還かというお質しでございますが、現在、金利が高い民間の金融機関からの借入れがございます。その金利の高い金利について早期の償還を行うことによりまして、後年の負担の軽減を図りたいという考えで繰上償還をしたいとしますものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長(山崎健吉君) ほかに質疑ありますか。

5番佐藤 孝君。

5番(佐藤 孝君) 先月の21日に高市内閣が総合経済対策を出しました。それに関連して、重点支援交付金の特別枠を拡大すると。今、マスコミ等でお米券だ何だかんだ報道されていますけれども、ちょっと今回の補正にないので、議長の配慮で、ちょっと質問したいんですが、よろしいですか。

議長(山崎健吉君) どうぞ。

5番(佐藤 孝君) いいですか。

議長（山崎健吉君） はい。

5番（佐藤 孝君） お米券の問題で、各報道機関、連日報道されています。国からどのような形で通達と申しますか通知が来ているか私どもは分かりませんが、いずれにしても今の臨時国会で議論されて成立すると思います。成立した以降、国見町でもこの特別枠でどんな事業を行っていくのか、2つ聞きたいんですよ。内容は、どういう形で国から来ているのかというのと、現時点で町でどういう議論がされているのか。2点お答えいただけますか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） 5番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

議員お質しの、いわゆる物価高騰対策に係る生活者支援を目的としました重点支援地方交付金につきましては、国からは暫定的ではありますが、通達と申しますか、内容については通知をいただいているところでございます。内容については、まだ不確定というようなものでございます。

なお、その交付金を利用した事業の展開ということですが、交付金につきましては、今月中旬に国会におきまして補正予算が成立される見込みと承知しております。町におきましては、現在、情報収集に努めておりまして、予算規模等まだ不明点があるところですが、いずれにしても、物価高騰対策に係る効果的な事業の検討を今進めているところでございます。お米券というお話もありましたが、お米券の配布というのが物価対策にどのように影響するかを含めまして、町民の生活の支援に有効な事業を今現在検討しているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） これ以上、今日は聞きませんが、いろいろ意見があると思うんですよ。お米券がいいのか、お米券と申すって、これ実際、JAさんとか米販売の協同組合で発行しているものですから、それがいいのか、いろんなことが想定されます。いずれにしても、これからより突っ込んだ議論がされると、今の答弁でありますから。ただ一つ聞きたいのは、これ3月まで待ってられないと思うんです。したがって、早急な対応が必要だという意味では、1月か2月の臨時会でこれを提案すると、こういう理解でいいですか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、まずは国において補正の予算が成立するという前提で申し上げますと、早期に補正予算という形で編成したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） そのほかありますか。

渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） これは全体的なことでもいいんですね。個別の項目で言っているんですね。

議長（山崎健吉君） 今の交付金の中身も含めて、佐藤孝君にもオーケーしたので、どうぞお話しください。

12番（渡辺勝弘君） では、17ページになりますけれども、6款1項農業費における6目の農地費。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君、マイク聞こえないので、ちょっと前のほうに。

12番（渡辺勝弘君） 6目農地費、14節の工事請負費の中において、今年度は2805万円ということで工事請負費がありますけれども、まず、この中身は水路と町単独事業ということになっておりますけれども、その中身についてお知らせさせていただきたいと思います。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

ただいまご質問のありました、17ページの水路整備事業1850万円につきましては、大木戸地区にある水路でありまして、西根堰から取水をする農業用水路一部土掘り、一部コンクリート製品が入っている水路がございます。延長は約70メートルになりますけれども、その中で、土掘りの部分につきましては、水量が多いときなどは洗掘がありまして、隣地に影響を及ぼしている。さらには、一部製品が入っている部分についても老朽化がございます、水路機能に支障を来しているといったことから、今回、この延長70メートルにつきまして、新しいコンクリート製品を入れる水路工事といったことで1850万円計上してございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） すると、西根堰の水路ということですから、必然的に水を使う時期は、これから春先には当然、水は相当の量が入ってきますので、この工事をするというのは今の冬期間、水を使用していないというわけではないですけれども、使用する量が少ない今の時期だと思えるんですけれども、工事を始めるとすると、この冬期間の中でやりますということで判断してよろしいでしょうか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

工事につきましては、補正をお認めいただいた後に早急に発注をいたしまして、年度内完了を目指すものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） あと、私、町単独事業とはこれに入っていないのか、ちょっとなかったような気がするんですけれども、すみません。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 大変失礼いたしました。

町単独事業の955万円につきましては、町内会要望によります農業用水路の維持改修事業となります。また、千年公園の北側に流れます農業用水路ののり面部分に篠

竹が繁茂しているといった状況がありまして、これにより日照に影響があり、水稻の生育に影響を及ぼしているといったご指摘がございます。ここについて、約1,000平米にわたりまして、篠竹の伐採を行う事業費として、955万円ほど計上させていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 渡辺議員の質問の関連で、その水路の工事はどこの場所なんでしょう。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 町単独事業の部分の町内会要望の部分につきましては、各地区の要望事項の中から町内会等と協議をさせていただき、整備手法について協議が整った部分について、約6か所の工事を行いたいとするものでございます。具体的には泉田地区の水路等になってございます。

なお、1850万円の水路整備につきましては、大木戸地区のあつかし歴史館から高城方面に下ったところの国見製菓の手前のところにあります西根堰から取水をする水路の70メートルの部分について改修工事を行うものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありますか。

佐藤定男君。

11番（佐藤定男君） お伺いいたします。

補正予算書20ページ、8款土木費、4項3目都市計画推進費、14節の工事請負費です。2900万円の補正減となっておりますが、この理由についてお聞かせください。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お質しの2900万円の工事請負費の減でございますが、これにつきましては、藤田駅のロータリー整備にかかる工事費を、当初予算におきまして2900万円計上させていただきました。さきの一般質問においても答弁をいたしました。現在、実施設計を進める中で、関係機関、特に警察、JRとの協議を進めてまいりました。そこに時間を要しており、実施設計がまだまとまっていないといった状況でございます。そうしたことから、現実的に工事着手は難しいと判断いたしまして、今回この工事費2900万円については減額をさせていただくものです。

なお、もう一つの理由といたしましては、今回の整備につきましては国の補助金を活用する予定でございますが、この財源も見込み補助申請をしてきたわけなんです。ここ近年、社会資本整備総合交付金の内示率が非常に厳しいといったことから、現実的に工事着手は難しいと考えまして、工事請負費を減額させていただいたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありますか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 議長、3つありますけれども、続けてよろしいんですか。

議長（山崎健吉君） はい、どうぞ。

6番（蒲倉 孝君） まず1つ目が11ページ、2款1項5目10節20万円、公用車の件ですが、これはどこで使用している車で、何の消耗品でしょうか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） 蒲倉議員の質問にお答えいたします。

この消耗品は何かということですが、まずはタイヤ購入にかかる経費を計上させていただきました。具体的には公用車4台のタイヤ購入ということですが、

以上、説明とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 分かりました。

次、17ページ、6款1項3目11節3万8000円、保険料みたいですが、これは何人分の保険料で補償内容はどんな感じでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

17ページの6款農林水産費、1項農業費の中の3目農業振興費の役務費の損害保険料になっております。こちらにつきましては、3万8000円ということですが、緊急銃猟時の補償費の保険加入ということで、町内の市街地において熊が居座っているような場合、緊急的に発砲する場合、その跳弾といいますが、弾丸が外れて跳ね返って、建物とかに当たって損害が出た場合、その損害を補償する内容になっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 今、熊の話が出ましたけれども、3日の一般質問で松浦議員が質問していましたけれども、そのとき、有資格者28名とか30名いらっしゃるという答弁あったと思いますが、これ私の間違いだったらすみませんけれども、以前伺ったときは、宮城県から1人だけ国見町に来て駆除していると、1人しかいないと伺った記憶があったんですが、実際に国見町で熊等を駆除できる方は何人いらっしゃるのでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） お答えいたします。

鳥獣実施隊については23名おり、うち、いわゆる第一種猟銃取得免許を持っている方が8名おります。この方につきましては、猟銃を持って、いわゆる鳥獣を駆除できることになっております。それ以外の方につきましても、わな免許を取得しております。この方についても、わなにかかった動物については基本的には駆除できる形に

なっております。

宮城県の方は、いわゆる熊を里に寄せつけないためのコーディネーターということで専門家の方がお見えになりまして、果樹をここは伐採したほうがいいですよとか、ここが熊の進入ルートになっておりますとかというアドバイスをされる方が、仙台からお願いして1名来ていただいているというような中身になっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） すみませんでした。ありがとうございます。では、アドバイスされる方が1人だけいらっしゃる。では、実際、今言った、おりに入ったらできるとかというのは数名いらっしゃるということですのでよろしいんですね。分かりました。

続けていいですか。

議長（山崎健吉君） はい。

6番（蒲倉 孝君） 次が20ページ、8款5項1目10節と14節、75万円と500万円、これどこの町営住宅の修繕費でしょうか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 住宅管理費の需用費の修繕料と工事請負費の部分についてお答えいたします。

こちらにつきましては、どこかの住宅の大きい工事ということではなくて、これから発生し得る小、中規模な修繕工事に対応するため、補正予算を計上させていただいているものでございます。

なお、この金額の算出にあたりましては、令和6年度の決算額を見込みまして、それに不足する分ということで修繕料75万円、工事請負費500万円を計上させていただいているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） そうすると、どこを修繕するとか決まっていなくて、去年の決算を見込んで予算計上したということですか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

今年度の修繕に係る状況、さらには前年度の修繕の決算額、そういったものを総合的に判断しまして、これから発生し得る修繕工事、これを見込みまして計上させていただいているものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） では、当初予算って前年のを見てつくるんですよね。違うんですかね。それで今になって、補正で足りませんから、どこやるか分からないけれども、計上しますという補正予算でよろしいんですか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

当初予算につきましては、例年ベースで計上させていただいて、その執行状況に應じて補正対応をさせていただいているといったことで、例年そのような対応をさせていただいていると認識してございます。

議員お質しのとおり、当初から見込むべきではないかというところはございますけれども、当初予算編成において歳入歳出の帳尻を合わせるといったことも必要になってくるものですから、ご理解を賜ればと思います。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 4款、16ページ、骨髄移植と末梢血幹細胞移植、この関係でドナーの事業が計上されていますが、これは新規事業ですね。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） 5番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

こちらは新規事業となります。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 県から7万円の補助が来ていると、町が2分の1出すということなんですけど、ドナー登録制度は多分多くの方が知っていると思うんです。ただ、具体的に、この事業というのがどういう形で支出されるのか、よく分からないですね。登録しただけでお金がもらえるわけではないと思いますけれども、どういう場合にこれが執行されるのか教えてください。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

骨髄移植ドナー支援事業につきましては、新規事業になります。事業の目的といたしましては、ドナーの骨髄等提供にかかる経済的負担を軽減し、ドナー候補者が安心して骨髄等を提供できることを目的としております。具体的には、骨髄等提供のために仕事を休む場合で会社などでドナー休暇がない場合において、休業に係る費用を支援するための助成事業となります。1日2万円で7日間を限度としまして助成をするものです。財源については、県で2分の1補助、そして残りを町で対応ということになります。予算については1名分を計上しております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 委託料に予防接種の関係が補正されていますね、100万円。それから健康診断の補正の関係で30万円。私の記憶では、健診でこれだけ多くの金額が補正されるのはまずないと思うんですよ。考えられるのは2つで、1つは新たな健康診断をこれから3か月の間に実施をするか、予想外に健康診断を受けた方が多くてお金が払えないと、どちらかなんですよ。どちらですか。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

健康診査の予算についてでよろしいですか。

議長（山崎健吉君） 佐藤議員。

5番（佐藤 孝君） 健康診断ね。予防接種100万円のほう。ごめんなさい。2つ質問する気になって、混ざっちゃってすみませんでした。

予防接種100万円は、インフルエンザとか様々な予防接種があると思うんですけども、これだけ大きな金額が出るというのはまずあり得ないんですよ。今後新たな予防接種を展開すると、実施をするということなんですか。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） 各種予防接種事業につきましては、今年度新しくスタートしているのは帯状疱疹の定期予防接種になります。こちらは当初で見込んでおりましたが、予防接種につきましては定期接種と任意接種がありますが、全体で19種類の予防接種があります。実績数で各種増減が出ております。大きくは、今お話ししました帯状疱疹のワクチン接種が見込数よりも大きく増えているというところ、また、小児のインフルエンザのワクチン接種は、今年度、鼻から噴霧接種が可能になったことや、現在インフルエンザの急激な流行などから接種が増えるという見込みがあります。これらの要因から残予算に不足が生じる見込みとなったために、補正増をお願いしております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） ですから、先ほど申し上げたように、100万円の補正というのはあり得ない数字なんだよね、そもそも。だから、そのことを私聞いているんですよ。当初予算で組めなかったということもあろうかどうかちょっと分かりませんが、あまりにも額が大き過ぎる。ですから、その根拠、背景をもう一度お願いします。100万円のほうね。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

100万円の積算根拠になりますけれども、今後、支出いたします小児のインフルエンザの助成額、それから帯状疱疹の定期接種について、今後、見込んだときに不足が生じるということになりましたので、100万円の補正をお願いしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 健康診査も同じなんですよ。昨年例えば100名受診したものが、今年倍になって200名なんていうのは普通あり得ないんだよね。実際、数字は分からないですよ。この健康診断の補正も、私は当初予算でも相当多めに見ていると思うんです。それにもかかわらず今回出るというのは、ちょっと私あまり経験がないものですから、何かの別な背景があるのかなと思っています。その点ありますか。特別な

背景。健康診断。

議長（山崎健吉君） 大丈夫ですか。では、端的にお答えください。

ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

当初予算につきましては、ある程度厳しく、積算といいますか人数見込みをしておるところでございます。実数に応じて、今回、補正をお願いしたというところがございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） ほかに。

渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） これは建設課長にお尋ねいたします。

ページは19ページ、8款土木費の中の17節備品購入費における車両船舶ということで車両だと思うんです、500万円の補正ですけれども、これはまず、この中身についてをお尋ねします。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

備品購入費500万円については建設課に所管している車両の購入経費となります。現在の車両、日産のエクストレイルという車両でありますけれども、こちらはリース契約をしております、今年9年目を迎えております。このリース期間が令和8年5月に終了することになっておりまして、再リースをするのか購入をするのか検討を進めてきたところでございます。リースと購入を比較した場合、公用車の場合は長い期間使用することから、トータル的な金額の支出見込みを比較しますと購入のほうが有利であるということで、今回500万円を購入費用として計上させていただいたところでございます。

なお、車両につきましては、現行のエクストレイルと同等の車両を想定しておりまして、日産のエクストレイル、さらにはマツダのCX-5等々、SUV車と呼ばれる車両を想定しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今の答弁でいきますと、リースをするか新車を買うかという議論で、やっぱり新車を買ったほうがいいというような結論に達しているという話しでありましたが、リースが来年の5月に切れるとなれば、車にはかわいそうとか、自分は車が好きなので車がかわいそうだと思うのは、なぜ冬場の今、その車が動けないと、今リースしている車が壊れて全然動かさない状態であるのであれば、今考えるべきだと思うんですけれども、12月あるいは春になって、その車のリースが切れると同時に購入を考えるのが妥当というか普通だと思うんですけれども、それを今購入せざるを得ないという理由は何でしょうか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

建設課に配置されている車両につきましては、災害時の現場確認、さらには修繕箇所等、日々現場に出向く稼働率の高い車両でございます。そういったことから、切れ目なく準備を進めていきたいと考えているところでして、車両購入は発注から数か月程度期間を要するといったことで、この時期に補正予算をお認めいただき、速やかに発注をし、年度内、場合によっては年度を繰り越してしまう場合も想定はされますけれども、可能な限り年度内の購入を目指して今回、補正予算を計上させていただいたところです。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今の課長の説明ですと、車を注文したとしても納車までに時間がかかる、つまり今から注文をしておかないと、下手すると5月に車両が入ってこない可能性もあるということで、前倒しで車の購入を今から考えるんだということでしょうか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 先ほどの骨髄移植の関係ね、2万円の休業補償を見込んでいます。実際に、数はこれそんなに頻繁に出てくる話ではないと思うので、その額の問題は、別に私はこれ以上問い詰めるものではありません。ただ、町でドナー登録されている実態、これ把握しているということですか。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

ちょっと数値が令和6年3月現在になってしまうんですけれども、国見町の登録者数については62人ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 結局、町に登録するのではないというお話を伺っていたんですが、こういう休業補償的なものを、実際にドナー登録された方がオペに入っていくとなった場合に、どこの段階でこういう説明をされるんですか。そこがよく分からないんですよ。こういう制度がありますよというのは、どの時点で、登録している段階でやっているんですか。それとも発生したらやるということか。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

この助成制度についての説明といたしますか、紹介になりますけれども、現在には、県やドナー協会のホームページなどで助成制度については掲載をしております。また、

実際ドナー登録をする際に、その助成制度を持つ自治体の住民の方については直接、助成制度の案内をしているというところがございます。町といたしましても、周知、広報には努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） つまりは、事案が発生しても町は直接的には分からないと、こういうことですね。実際にその移植をされた方、協力された方が自らの判断でそれぞれの自治体に来て申請すると。こういう流れでよろしいんですか。

議長（山崎健吉君） ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） お答えいたします。

議員お質しのとおりです。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありますか。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 住民防災課長にお尋ねいたします。

21ページ、9款消防費、3目消防施設費、14節の防火水槽撤去工事の件ですけれども、これはどこの防火水槽でしょうか。280万円のやつです。

議長（山崎健吉君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

21ページの9款1項3目14節の工事請負費につきましては、2か所になります。徳江字東原地内と石母田字台地内になります。町内会からの要望と所有者からの要望になります。所有者からの要望につきましては、50年以上前に地上式の防火水槽を設置しましたが、東日本大震災、令和3年、令和4年の福島県沖地震におきまして亀裂が入ってしまい水がたまらない状況にありますので、今回、補正予算に計上させていただきました。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） ということは、ほかに増やす予定というか考えというのは持っておりますか。

議長（山崎健吉君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 今回の撤去の工事につきましては、周辺に水利が確保されているのを確認した上での撤去となっております。町内会要望の中で、ほかにも地上式の防火水槽の撤去の要望はございますが、周辺に水利を確保した上で、撤去を実施していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(山崎健吉君) 討論なしと認めます。

これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(山崎健吉君) 日程第8に入る前に、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

(午前11時11分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(山崎健吉君) 再開します。

(午前11時20分)

◇ ◇ ◇

◇議案第70号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算(第1号)

議長(山崎健吉君) 日程第8、議案第70号「令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(大勝宏二君) 議案第70号、令和7年度国見町石母田財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(山崎健吉君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山崎健吉君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山崎健吉君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。



◇議案第71号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（山崎健吉君） 日程第9、議案第71号「令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） 議案第71号、令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 以上、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



◇議案第72号 令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（山崎健吉君） 日程第10、議案第72号「令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（大勝晴美君） 議案第72号、令和7年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第73号 令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(山崎健吉君) 日程第11、議案第73号「令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(黒田典子君) 議案第73号、令和7年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(山崎健吉君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(山崎健吉君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山崎健吉君) 討論なしと認めます。

これから議案第73号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第74号 令和7年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議長(山崎健吉君) 日程第12、議案第74号「令和7年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長(佐藤智昭君) 議案第74号、令和7年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(山崎健吉君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番(蒲倉 孝君) 今、課長からのご説明で、藤田駅前のロータリー用地、これの買戻

しということなんですけれども、参考までに地図は送っていただいたのは、多分拡大するとこれですね。これなんですけれども、3月の議会にて実はこのパースが提示されたんですが、公にはしないでほしいと、まだ確定していないので、このパースだけ動いてしまうからやめてほしいということだったので、議会だよりも載せなかったんですけれども、これ以降、何も提示されていないんですね、駅前ロータリーに関して。今回、土地買うまで。この話があるまで。一体この話は、いつご提示いただけるんでしょう。それとも何か提示できない理由でもあるんでしょうか。これ、建設課になりますか。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

藤田駅のロータリー整備につきましては、先ほどの補正予算、さらには、さきの一般質問でもお答えしておりますけれども、現在、実施設計業務中ということでございます。お質しのとおり、3月にパースを示して以降、まだお示しをできていない状況ということで、実施設計に時間がかかっているといったことです。

その理由といたしましては、前面の町道と、ロータリーの、駅舎の部分が、現状としては奥行きがあまりないという中で、どのようにロータリー機能を設けるか、そして、今回のロータリー整備の一番の目的であります、朝夕の送迎に係る車両が町道の車線内において駐停車が見られるといったことでの安全対策として実施するものでございまして、そういった中で、どういったロータリーの形状、そして前面の町道の形状、これをどう持つかというところを警察とも協議をしておりましたけれども、なかなか、これだとちょっと危険ではないかとか、そういった課題が都度、指摘がありまして、これまで案を練ってきたところでございます。

ただ、さきにも答弁したとおり、おおむねの形は見えつつあるというところで、そういったパースなんかも今後お示しをして、議会そして町民の方々にお示しをする機会を年明けに予定できればと、現段階では考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 分かりました。

課長が、町としてしっかりとした、そういう考えを持っていらっしゃるって、もう9か月もたっているんですけれども、先ほども言いましたけれども、何かこう公表できない、圧力ではないんでしょうけれども。年明けという話ですけれども、年明けいつまで、どういうふうにお示しいただけるのか、お答えください。

議長（山崎健吉君） 建設課長。

建設課長（中條伸喜君） 現段階におきましては、おおむねの線形として、こういった形でいいのではないかとこのころはできつつありますので、それに係る、先ほどのような、イメージが付きやすいパース図の作成にあたっているところでございます。さらには、JRや福島交通、あと移設等が必要になりそうな電柱、あとは郵便ポスト、そういった調整をもろもろ、行っているところではございますけれども、おおむねの

形についてはお示しできる段階に来ているのかなと思いますので、図面が間に合えば1月中旬以降議会への説明、さらには町民説明会の機会を設けていきたいと考えてございます。ただ、これはまだ予定でございまして、正式な日程等が分かり次第、お知らせしたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） そのほか質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第75号 令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（山崎健吉君） 日程第13、議案第75号「令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（佐藤温史君） 議案第75号、令和7年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第8号）

議長（山崎健吉君） 日程第14、「常任委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 去る12月2日11時45分から、3階委員会室において総務文教常任委員会を開催し、陳情第8号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情についての審査をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

なお、職務のため実況議会事務局長が同席をしております。

この陳情は、物価高騰に追いつかない年金改定率を、現状に見合った支給水準に引き上げるよう求める内容になっています。2004年改定まで採用された物価スライド方式に代わり、2005年改定からはマクロ経済スライド制度が採用され、被保険者の推移や平均寿命の伸びなどを算定根拠とするマクロ経済スライド調整率が年金支給率に反映されることになりました。

しばらくデフレ時代が続いたことから、マクロ経済スライドの発動はありませんでしたが、2015年、平成27年です、初めてスライド調整率が発動され、以降、今年改定を含め6度にわたり、マクロ経済スライド調整率が年金改定に反映されるに至りました。その結果として、令和7年、本年改定では、既に受給している方と新たに裁定される受給者とも、名目賃金変動率2.3%が適用され、改定支給率も2.3%であるはずのものが、このスライド調整率マイナス0.4%が反映され、本年の改定率は結果して1.9%に縮小されることになっています。これまで6回のマイナス調整の合計では、実に3.4%が削減されることになってきました。

このことは、実体経済である消費者物価と年金改定率とに乖離を生じさせ、今日の物価高に追いつかない事態を招く根本原因の一つと言えます。加えて、消費税の引上げ、介護保険料や国保税の負担増、医療費負担の増加などもあり、高齢者の生活は極めて厳しい状況が続いています。高齢者の多くが年金を主たる収入源としており、支給額の削減は消費マインドを低下させ、地域経済に悪影響を及ぼすことにつながっています。

委員会では、これらの現状を踏まえ、年金支給の充実を図るべきとの意見に集約され、全員一致して、この陳情を採択すべきと決しました。

以上、陳情第8号の委員会報告を終わります。

議長（山崎健吉君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(山崎健吉君) 起立全員です。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択といたしました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(山崎健吉君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午前11時50分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(山崎健吉君) 再開します。

(午前11時51分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(山崎健吉君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり2件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎健吉君) 異議なしと認めます。

したがって、この2件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第12号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

議長(山崎健吉君) 日程第15、発議第12号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書」の件を議題とします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第12号及び意見書を朗読)

議長(山崎健吉君) 次に、提出者より説明を求めます。

佐藤 孝君。

5番(佐藤 孝君) 提案理由の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご審議とご決定をお願いいたします。

議長(山崎健吉君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山崎健吉君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（山崎健吉君） 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたします。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（山崎健吉君） 以上で、本定例会に付されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（村上利通君） 令和7年第4回国見町議会定例会12月会議の散会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案した議案は、格別のご理解により原案のとおりご議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。議案審議の過程で賜りましたご意見等につきましては、これからの町政運営に反映させてまいりたいと存じますので、町民の生活福祉向上のため、議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、師走を迎え寒さも本格的になる中、議員の皆様方におかれましては、健康に留意されご活躍されますようにご祈念申し上げまして、散会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び散会の宣言

議長（山崎健吉君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和7年第4回国見町議会定例会12月会議を散会とし、次期会議の開会まで休会といたします。

長時間にわたってご苦勞さまでした。

（午前11時59分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月5日

国見町議会 議長 山崎健吉

同 署名議員 小林聖治

同 署名議員 佐藤定男